

## 消防防災設備整備費補助金交付要綱

平成14年4月1日消防消第70号  
最終改正 平成16年4月1日消防消第83号

### (通則)

第1条 消防防災設備整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、同法施行令（昭和28年政令第124号）、消防施設強化促進法第5条の規定に基く補助金の交付申請書の提出に関する総理府令（昭和33年総理府令第39号）、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、同法施行令（昭和55年政令第174号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）、同法施行令（平成7年政令第295号）、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）、同法施行令（平成13年政令第105号）、総務省所管補助金交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）、国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和29年総理府告示第487号。以下「基準額告示」という。）及び国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成16年総務省告示第281号。以下「援助隊基準額告示」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地方公共団体の消防防災設備の整備を促進することを目的とする。

### (補助対象設備及び基準額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる消防防災設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げるもの（以下「消防防災設備」という。）又は別表第3に掲げるもの（以下「市町村消防設備」という。）とする。

2 補助対象設備で、次条に規定する規格に応ずる種類ごとの基準額又は補助金限度額は、消防防災設備については別表第1及び別表第2のとおりとし、市町村消防設備については別表第3のとおりとする。

### (補助対象設備の規格)

第4条 消防防災設備及び市町村消防設備の規格は、基準額告示、援助隊基準額告示、別表第4及び別表第5に定めるところとする。ただし、海水利用型消防水利システムのうち大型動力ポンプ付消防自動車にあつては、基準額告示第2条の規定を準用するものと

する。

- 2 補助対象設備は、すべて新規製品でなければならない。
- 3 消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）、化学消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車（原子力分及びポンプ装置を装備しないものを含む。）及び屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分及びポンプ装置を装備しないものを含む。）に限る。）、大型高所放水車、泡原液搬送車、災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車及び災害対応特殊屈折放水塔車に限る。）及び海水利用型消防水利システムのうち大型動力ポンプ付消防自動車（以下「水槽付消防ポンプ自動車等」という。）は、基準額告示、援助隊基準額告示又はこの要綱に定める規格に適合する旨、日本消防検定協会が鑑定したものでなければならない。

（補助事業の対象者）

第5条 この補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる地方公共団体とする。

- （1）別表第1の第1号から第5号まで、第15号及び第28号並びに別表第3の第4号及び第5号に掲げる設備にあつては、地方公共団体
- （2）別表第1の第6号から第8号に掲げる設備にあつては、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）内に同法施行令（昭和51年政令第129号）第8条に定める特定事業所が存する市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下(7)を除き同じ。）
- （3）別表第1の第9号並びに別表第3の第1号から第3号まで、第6号から第11号までに掲げる設備にあつては、市町村
- （4）別表第1の第10号から第12号に掲げる設備にあつては、林野火災の状況等から当該設備（以下「林野火災対策用」という。）を整備する必要のある市町村
- （5）別表第1の第13号、第14号及び第16号から第27号に掲げる設備にあつては、消防庁長官が指定した緊急消防援助隊を構成する部隊を設置する市町村（第16号から第18号にあつては地方公共団体）
- （6）別表第1の第29号及び第30号に掲げる設備にあつては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第2条に規定する原子力発電施設等がその区域内において設置されている市町村（設置されることが確実である市町村を含む。）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により当該市町村と消防の相互応援に関して協定を締結した市町村
- （7）別表第2に掲げる高機能情報通信対応防災無線通信設備にあつては、市町村（市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を除く。）

(補助率)

第6条 この補助金の補助率は、次に掲げるもののほか、予算の範囲内で別表第1及び別表第3に定める基準額の3分の1以内又は別表第2に掲げる設備にあつては補助の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の3分の1以内とする。

- (1) 別表第1の第13号、第14号及び第16号から第28号並びに別表第3の第6号に掲げる設備にあつては2分の1以内
- (2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第5条の離島振興計画に掲げる設備にあつては10分の5.5以内
- (3) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第3条の振興開発計画に掲げる設備にあつては10分の5.5以内
- (4) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の山村振興計画（ただし、財政力指数が0.44以下である市町村の計画に限る。）に掲げる設備（別表第1の第10号から第12号までに掲げる設備に限る。）にあつては10分の5.5以内
- (5) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条の振興開発計画に掲げる設備にあつては10分の5.5以内
- (6) 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（平成16年法律第12号）第2条の空港周辺地域整備計画に掲げる設備のうち市に係るものにあつては10分の6以内、町村に係るものにあつては3分の2以内
- (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条の振興計画に掲げる設備にあつては3分の2以内
- (8) 石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の特別防災区域の所在する市町村のうち、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した当該市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で、補助事業を行う年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値（以下「財政力指数」という。）が1未満の市町村が、当該特別防災区域の指定のあった日の属する年度からその日から3年を経過する日の属する年度までの各年度に整備する設備（別表第1の第6号から第8号に掲げる設備に限る。）にあつては、2分の1以内
- (9) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備にあつては2分の1以内
- (10) 地震防災対策特別措置法第3条の地震防災緊急事業5箇年計画に掲げる設備のうち同法第4条第1項の適用を受ける設備（別表第1の第1号から第3号まで、別表第2に掲げる高機能情報通信対応防災無線通信設備並びに別表第3の第2号及び第9号に掲げる設備に限る。）にあつては2分の1以内
- (11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条の過疎地域自立促進市町村計画に掲げる設備にあつては10分の5.5以内
- (12) 前号に掲げる設備のうち、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4

条の水源地域整備計画に基づく事業で昭和59年度までに指定された指定ダム等に係るものにあつては3分の2以内、昭和60年度において指定された指定ダム等に係るものにあつては10分の6以内

- (13) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第4条の原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に掲げる設備のうち同法第7条の適用を受ける設備（別表第1の第29号及び第30号並びに別表第2に掲げる高機能情報通信対応防災無線通信設備に限る。）にあつては10分の5.5以内

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書を都道府県知事を経由し、消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。

(2) 交付申請書の提出部数は、都道府県にあつては1部、市町村にあつては2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。

(3) 当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第7のとおりとする。

ただし、別に定める場合にあつては、既に提出されたものとみなし、添付することを要しない。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第3による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

(補助金交付調書)

第8条 都道府県知事は、前条第3項の補助金交付調書を補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

(交付の決定等)

第9条 消防庁長官は、第7条の規定により交付申請書の提出があつた場合には、法令及び予算の定めるところに従い、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助事業者に対して交付決定の通知をする。

2 補助事業者が市町村である場合にあつては、総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

(交付の条件)

第10条 適正化法第7条並びに交付規則第4条の規定に基づく補助条件は次のとおりとする。

(1) 基準額中事務費を含む補助事業にあつては、補助事業の経費を事務費へ流用する場合には、別記様式第4により申請し、消防庁長官の補助事業の経費の配分の変更の承

認を要するものであること。

(2) 次に掲げる補助事業の内容を変更する場合には、別記様式第5（エについては別記様式第6）により申請し、消防庁長官の承認を要するものであること。

ア 補助対象設備の種類又は基準額を変更する場合

イ 補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合

ウ 第4条に定める規格の一部を変更する場合

エ 消防救急デジタル無線設備、高機能情報通信対応防災無線通信設備及び消防団総合整備事業（消防団拠点施設等に限る。）の設計又は構造を変更する場合

オ 消防団総合整備事業（エの場合を除く。）の内容を変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行う場合には、同項の規定に基づく承認を要しないものとする。

(1) 補助対象設備の同一種類中、型（級）別を基準額の同位以上のものに変更する場合及び消防ポンプ自動車のうち消防ポンプ自動車と水槽付消防ポンプ自動車間における変更で、基準額を同位以上のものに変更する場合において、補助金を加算して要望しない場合

(2) 同一の市街地（消防力の基準（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下同じ。）又は準市街地（消防力の基準第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下同じ。）内において補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合

3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第7により申請し、消防庁長官の承認を要するものとする。

4 補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合には、当該年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は消防庁長官に、その他の場合は都道府県知事（都道府県が補助事業者である場合は、消防庁長官。以下第7項、第8項、第11条第1項、第12条第1項から第3項、第13条第1項、第15条、第16条第1項、第5項、第19条第2項及び第3項において同じ。）に別記様式第8により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

5 この補助金により取得した補助対象設備は、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

6 都道府県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において適正化法第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照し必要があると認めるときは、第8条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の日から起算して30日以内とし都道府県知事に申し出るものとする。

2 前項の申出があったときは、都道府県知事は速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、補助金の公正かつ効率的使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、同法第12条並びに交付規則第6条の規定に基づき、補助事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

2 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意するとともに、必要に応じ消防庁長官に報告を行い指示を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき実績報告書を別記様式第9により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、別表第7に掲げる書類を添付すること。

ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第14条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日までのいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第15条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第16条 都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに補助金の額の確定を

行い補助事業者に別記様式第12により通知しなければならない。

- 2 補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第6条に定める補助率を乗じて得た額又は当該配分された経費に対応する補助金の額のうちいずれか少ない額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は、第1項の補助金を確定し補助事業者に確定通知を行うときは、第8条に定める補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第13により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出官（出納長）は総務大臣から精算のための支払計画の示達を受けるものとする。
- 4 補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 5 都道府県知事は、確定を行った後、別記様式第14の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県における最終の補助金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

（補助金の返還の期限）

第17条 補助金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、補助金の額の確定の通知の日から20日以内とする。

ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、当該団体の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が定める日以内とすることができる。

（財産の処分の制限）

第18条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象設備のうち、単価50万円以上のものとし、同第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。

- 2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した補助対象設備を適正化法第22条の規定に反して使用しようとする場合又は前項に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、都道府県知事を経由し、消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該設備を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

（補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等）

第19条 当該年度の補助事業のほか、前年度の補助事業の事業者（当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、都道府県知事を経由して消防庁長官に届出なければならない。

- 2 当該年度若しくは前年度の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更

(同一の市街地又は準市街地内において変更する場合を除く。以下この項において同じ。)については消防庁長官の承認を受け、前々年度以前の補助事業により取得した財産の配置又は設置場所の変更及び前条に定める以外の財産の処分については当該財産を取得してから5年の間は理由を付して都道府県知事に届出なければならない。

- 3 都道府県知事は前条及び前2項の処分等があった場合には、第8条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録しなければならない。

(補助事業の検査等)

第20条 補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうち完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

- 2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証票(別記様式第15)を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第21条 第4条に定める規格以外のもの(基本設計の変更を要するものを除く。)を補助対象設備に付加するときは、補助対象事業に係る部分と補助対象事業にならない部分の経費の区分を明確にするるとともに、その内容を明記した書類を第13条に定める実績報告書に添付するものとする。

- 2 基本設計の変更を要するようなものを補助対象設備に付加することはできない。

第22条 補助対象設備の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則(平成14年4月1日消防消70号)

- 1 この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 別段の定めがある場合を除き、平成13年度分以前の補助金については、なお従前の例による。
- 3 過疎地域自立促進特別措置法附則第5条第1項前段に規定する特定市町村又は同法附則第7条の規定により特定市町村の区域とみなされた区域を含む市町村(以下「特定市町村等」という。)が整備する、この補助金の交付の対象となる設備に対する補助率は、平成14年度分から平成16年度分の補助金に係るものに限り、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
  - (1) 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)附則第3条第2項の規定により定める過疎地域自立促進市町村計画(以下「過疎市町村計画」という。)に掲げる施設(消防施設強化促進法施行令に掲げる消防施設。) 予算の範囲内で基準額告示に定める基準額の10分の5.5以内

(2) 既に事業実施前段階の調査等に着手している設備、又は過疎市町村計画等何らかの市町村計画、都道府県計画等既存の計画若しくは構想等に定められ若しくは想定されている設備のうち、前号に掲げるもの以外のもの（特定市町村等の区域内に整備するものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 平成14年度分の補助金に係るもの 予算の範囲内で別表第1及び別表第3に定める基準額の10分の4.6以内

イ 平成15年度分の補助金に係るもの 予算の範囲内で別表第1及び別表第3に定める基準額の10分の4.2以内

ウ 平成16年度分の補助金に係るもの 予算の範囲内で別表第1及び別表第3に定める基準額の10分の3.7以内

4 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 消防防災設備整備費補助金交付要綱

(2) 市町村消防設備整備費補助金交付要綱

附 則（平成15年1月31日消防消16号）

この要綱は、平成15年1月31日から適用する。

附 則（平成15年4月1日消防消第69号）

1 この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

2 別段の定めがある場合を除き、平成14年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日消防消第83号）

1 この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

2 別段の定めがある場合を除き、平成15年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

## 別表第1

## 補助対象設備（消防防災設備）の種類及び型（級）別基準額

		補助対象設備及び型（級）	基準額（千円）
1	電 源 車	大 型	32,656
		小 型	11,180
2	震 災 初 動 対 応 資 機 材		17,208
3	給 水 車		17,126
4	起 震 車		9,876
5	震 災 工 作 車		38,841
6	化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	大 I 型	66,627
7	大 型 高 所 放 水 車		82,119
8	泡 原 液 搬 送 車		20,775
9	自 主 防 災 組 織 活 性 化 事 業		7,698
10	林 野 火 災 対 策 用 資 機 材		7,048
11	林 野 火 災 工 作 車		11,022
12	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）		7,906
	災害対応特殊消防ポンプ自動車	CD-II型	15,969
		CD-I型	12,753
	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	II 型	17,793
		I - B 型	17,367
		I - A 型	16,014
		V 型	58,590

13	災害対応特殊 消防ポンプ自 動車	災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車	IV 型	48,777
			III 型	41,067
			II 型	25,437
			I 型	23,439
			大 II 型	81,726
			大 I 型	67,194
		災害対応特殊はしご付 消防ポンプ自動車	38m 級	125,292
			30m 級	98,538
			24m 級	85,221
			18m 級	68,613
			15m 級	61,230
			10m 級	52,086
		災害対応特殊屈折はしご付 消防ポンプ自動車	20m 級	83,637
			15m 級	64,386
災害対応特殊高発泡車			15,414	
災害対応特殊屈折放水塔車			38,838	
14	特殊災害対応自動車			99,699
15	ヘリコプター消火用タンク			30,000
16	救助消防ヘリコプター			480,000
17	救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備		70,172
		地上設備		150,328

18	ヘリコプター高度化資機材		105,000
19	救 助 工 作 車	Ⅲ 型	37,602
		Ⅱ 型	23,508
20	救 助 用 資 機 材		26,130
21	テロ対策用特殊救助資機材		25,407
22	高 度 救 助 用 資 機 材		20,328
23	高 度 探 査 装 置		70,544
24	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	災害対応特殊救急自動車	19,870
		気道確保用資機材一式	834
		自動体外式除細動器(二相波形式)	1,937
		輸液用資機材一式	759
		高度救命処置用資機材 血中酸素飽和度測定器	507
		心電計及び心電図伝送装置	864
		心電図受信装置	2,823
		自動車電話	268
		ファクシミリ	269
25	支 援 車	Ⅰ 型	37,874
		Ⅱ 型	34,687
26	援 助 隊 用 支 援 資 機 材 等		3,914
		概ね100万人以上	消防庁長官が定める額

27	消防救急デジタル無線設備	概ね10万人以上100万人未満		210,000
		概ね10万人未満		160,000
28	画像伝送システム(設備分)	可搬型画像伝送システム	可搬型衛星地球局	31,500
			可搬型ハリコフターテレビ受信装置	15,750
			デジタル処理装置	8,400
		情報広域配信車両		140,000
29	消防ポンプ自動車(原子力分)	消防ポンプ自動車(原子力分)	CD-II型	14,067
			CD-I型	10,851
		水槽付消防ポンプ自動車(原子力分)	II型	16,497
			I-B型	15,753
			I-A型	14,718
		化学消防ポンプ自動車(原子力分)	V型	58,023
			IV型	48,210
			III型	40,500
			II型	24,870
			I型	22,872
			大II型	81,159
			大I型	66,627
		はしご付消防ポンプ自動車(原子力分)	38m級	115,506
			30m級	88,752
			24m級	75,435

			1 8 m 級	5 8, 8 2 7
			1 5 m 級	5 1, 4 4 4
			1 0 m 級	4 2, 3 0 0
		屈折はしご付消防ポンプ自動車 (原子力分)	2 0 m 級	7 3, 8 5 1
			1 5 m 級	5 4, 6 0 0
30	救急業務高度 化資機材緊急 整備事業 (原子力分)	高規格救急自動車		1 8, 8 5 2
		高度救命処置用資機材	気道確保用資機材一式	8 3 4
			自動体外式除細動器 (二相波形式)	1, 9 3 7
			輸液用資機材一式	7 5 9
			血中酸素飽和度測定器	5 0 7
			心電計及び心電図伝送装置	8 6 4
			心電図受信装置	2, 8 2 3
			自動車電話	2 6 8
			ファクシミリ	2 6 9

備 考

1 組立水槽加算

組立水槽を備えつける小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）の基準額は、その基準額に、410千円を超えない範囲内において加算した額とする。

2 ホース加算

ホースを4本以上備えつける小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）の基準額は、その基準額に、3本を超える必要ホース1本につき37千円を4本を限度として加算した額とする。

3 消防無線控除

電源車、大型高所放水車、泡原液搬送車、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材（災害対応特殊救急自動車に限る。）、支援車、消防ポンプ自動車（原子力分）、化学消防ポンプ自動車（大I型）及び救急業務高度

化資機材緊急整備事業（原子力分。ただし、高規格救急自動車に限る。）に消防専用電話装置を備えないものの基準額は、それぞれの基準額から501千円を控除した額とする。

#### 4 ホース延長用資機材控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車に限る。）にホース延長用資機材を積載しないものの基準額は、それぞれの基準額から288千円を控除した額とする。

#### 5 ホース延長用資機材加算

消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）にホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に288千円を加算した額とする。

#### 6 動力付ホース延長用資機材加算

動力付ホース延長用資機材を災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型に限る。）に限る。）及び消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、水槽付消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、I-B型に限る。）に限る。）に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に213千円を加算した額とし、消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に501千円を加算した額とする。

#### 7 第4項から第6項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。

#### 8 動力昇降装置控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型に限る。）に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から318千円を控除した額とする。

#### 9 動力昇降装置加算

消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）及び水槽付消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、I-B型に限る。）に限る。）に動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に318千円を加算した額とする。

#### 10 吸管巻取装置加算

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に限る。）、消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）及び水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に348千円を加算した額とする。

#### 11 四輪駆動控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に限る。）を四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から567千円を控除した額とする。

#### 12 四輪駆動加算

消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分。）及び水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）を四輪駆動方式とする場合の基準額は、それぞれの基準額に567千円を加算した額とする。

#### 13 積載ホース控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に限る。）に積載するホースの本数を10本とする場合の基準額は、それぞ

れの基準額から730千円を控除した額とする。

14 積載はしご動力昇降装置加算

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に限る。）及び消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）及び水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に825千円を加算した額とする。

15 積雪寒冷地特殊艤装加算

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に限る。）及び消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）及び水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）対し寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に849千円を加算した額とする。

16 放射線防護用資機材加算

放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に限る。）、消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、消防ポンプ自動車（原子力分）、水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）及び化学消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）及び化学消防ポンプ自動車（大I型）に備える場合の基準額は、それぞれの基準額に1,611千円を加算した額とし、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材（災害対応特殊救急自動車に限る。）並びに救急業務高度化資機材緊急整備事業（原子力分。ただし、高規格救急自動車に限る。）に備える場合の基準額は、それぞれの基準額に1,065千円を加算した額とする。

17 空気呼吸器加算

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に限る。）及び消防ポンプ自動車（原子力分）及び化学消防ポンプ自動車（大I型）に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,929千円を加算した額とする。

18 四輪操舵控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に限る。）を四輪操舵方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から9,786千円を控除した額とする。

19 四輪操舵加算

消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）及び屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）を四輪操舵方式とする場合の基準額は、それぞれの基準額に9,786千円を加算した額とする。

20 ポンプ控除

災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に限る。）及び消防ポンプ自動車（原子力分。ただし、はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）及び屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）に限る。）を四輪操舵方式とする場合の基準額は、それぞれの基準額に9,786千円を加算した額とする。

る。)にポンプ装置を装備しないものの基準額は、それぞれの基準額から1,578千円を控除した額とする。

21 トイレ控除

支援車（I型に限る。）にトイレを備えないものの基準額は、その基準額から3,000千円を控除した額とする。

22 自主防災組織活性化事業の特例

自主防災組織活性化事業の基準額が、防災資機材等を整備する事業費及び事務雑費を合算した額を超える場合においては、当該合算した額をもって基準額とし、諸経費を要する場合においては、当該諸経費を別途加算することができるものとする。

事務雑費とは、自主防災組織の防災計画策定に要する経費をいい、基準額に対する割合は、2.9%以内とする。また、諸経費とは、防災計画に基づき訓練・研修等を実施するために必要な会場借上料、消耗品費、印刷製本費、講師謝金、講師旅費等をいい、上記の基準額に0.05を乗じて得た額を超えないものとする。

23 消防救急デジタル無線設備は、基地局無線設備（回線制御装置、遠隔制御装置、空中線共用器、共通波設備、活動波設備）、車載無線機及び携帯無線機をもって構成されるものとする。なお、車載無線機又は携帯無線機は、基地局無線設備と一体的に整備される場合のみ補助対象とする。

24 消防救急デジタル無線設備の工事費は、通信設備の据付及び調整に必要な経費であって補助対象設備（基地局無線設備に限る。）費の合計額の10%以内とし、補助対象事業費に含めることができるものとする。

25 救助消防ヘリコプター附属設備

救助消防ヘリコプターと同時整備されるヘリコプター消火用タンク、救助消防ヘリコプターテレビ電送システム及びヘリコプター高度化資機材の全部又は一部を総称して救助ヘリコプター附属設備という。

## 別表第2

## 補助対象設備の補助金限度額

(単位：千円)

補助対象設備	補助対象地域	補助率	補助金限度額
高機能情報通信 対応防災無線 通信設備	指定都市	1 / 3 (1 / 2) <5.5/10>	310,666 (466,000) <512,600>
	概ね10万人以上の市		72,166 (108,250) <119,075>
	上記以外の市町村		50,733 (76,100) <83,710>

## 備考

- 1 表中 ( ) 書きの補助率及び補助金限度額は、地震防災対策特別措置法第3条の地震防災緊急事業5箇年計画に掲げる設備のうち同法第4条第1項の適用を受ける場合のものである。
- 2 表中 < > 書きの補助率及び補助金限度額は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第5条の原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に掲げる設備のうち同法第7条の適用を受ける場合のものである。
- 3 補助対象設備は、次に掲げる設備の全部又は一部をもって構成されるものとする。

高機能情報通信 対応防災無線 通信設備	同報 無線設備	固定局無線設備（避雷針、耐雷トランス、同軸避雷器及び電話応答装置を除く。）、中継局無線設備、同報用受信設備（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、テレメータ設備、監視カメラ設備、空中線設備（固定局無線設備の空中線柱を除く。）及び電源設備（固定局無線設備の電源設備を除く。）
	地域防災 無線設備	基地局無線設備（避雷針、耐雷トランス及び同軸避雷器を除く。）、中継局無線設備、移動局無線設備、空中線設備（基地局無線設備の空中線柱を除く。）及び電源設備（基地局無線設備の電源設備を除く。）

- 4 工事費は、通信設備の据付及び調整に必要な経費であって補助対象設備費の合計額の10%以内とし、補助対象事業費に含めることができるものとする。

別表第3

補助対象設備（市町村消防設備）の種類及び型（級）別基準額

		補助対象設備及び型（級）	基準額（千円）	
1	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	CD-II型	14,067
			CD-I型	10,851
		水槽付消防ポンプ自動車	II型	16,497
			I-B型	15,753
			I-A型	14,718
		化学消防ポンプ自動車	V型	58,023
			IV型	48,210
			III型	40,500
			II型	24,870
			I型	22,872
			大II型	81,159
			大I型	66,627
		はしご付消防ポンプ自動車	38m級	115,506
			30m級	88,752
			24m級	75,435
			18m級	58,827
			15m級	51,444
			10m級	42,300
		屈折はしご付消防ポンプ自動車	20m級	73,851

			15m級	54,600
2	小型動力ポンプ付積載車		B2級	2,697
			B3級	2,526
3	小型動力ポンプ付水槽車		II型	23,886
			I型	14,748
4	ヘリコプター			480,000
5	ヘリコプターテレビ電送システム		機上設備	70,172
			地上設備	150,328
6	消防団総合整備事業			52,191
7	救助資機材等総合整備事業		救助工作車II型	18,204
			救助資機材	26,130
			テロ対策用特殊救助資機材	25,407
8	救急業務高度化資機材緊急整備事業	高規格救急自動車		18,852
		高度救命処置用資機材	気道確保用資機材一式	834
			自動体外式除細動器(二相波形式)	1,937
			輸液用資機材一式	759
			血中酸素飽和度測定器	507
			心電計及び心電図伝送装置	864
			心電図受信装置	2,823
			自動車電話	268
		ファクシミリ	269	

9	海水利用型消防水利システム	89,643
10	自然水利活用遠距離送水システム	22,980
11	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム	15,141

## 備考

### 1 消防無線控除

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、救助資機材等総合整備事業（救助工作車Ⅱ型に限る。）及び救急業務高度化資機材緊急整備事業（高規格救急自動車に限る。）に消防専用電話装置を備えないものの基準額は、それぞれの基準額から501千円を控除した額とする。

### 2 ホース延長用資機材加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車に限る。）にホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に288千円を加算した額とする。

### 3 動力付ホース延長用資機材加算

消防ポンプ自動車のうち消防ポンプ自動車に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に501千円を加算した額とし、水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、その基準額に213千円を加算した額とする。

### 4 第2項及び第3項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。

### 5 動力昇降装置加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型に限る。）に限る。）に動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額から318千円を加算した額とする。

### 6 吸管巻取装置加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に限る。）に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に348千円を加算した額とする。

### 7 四輪駆動加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に限る。）を四輪駆動方式とする場合の基準額は、それぞれの基準額に567千円を加算した額とする。

### 8 積載はしご動力昇降装置加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に限る。）に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に825千円を加算した額とする。

### 9 放射線防護用資機材加算

消防ポンプ自動車（消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車に限る。）に放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を備える場合の基準額は、それぞれの基準額に1,611千円を加算した額とし、救急業務高度化資機材緊急整備事業（高規格救急

自動車に限る。)に放射線防護用資機材を備える場合の基準額は、その基準額に1,065千円を加算した額とする。

#### 10 空気呼吸器加算

消防ポンプ自動車に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,929千円を加算した額とする。

#### 11 積雪寒冷地特殊機装加算

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、消防ポンプ自動車(消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に限る。)に対し寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に849千円を加算した額とする。

#### 12 四輪操舵加算

消防ポンプ自動車(はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車に限る。)を四輪操舵方式とする場合の基準額は、それぞれの基準額に9,786千円を加算した額とする。

#### 13 ポンプ控除

消防ポンプ自動車(はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車に限る。)にポンプ装置を装備しないものの基準額は、それぞれの基準額から1,578千円を控除した額とする。

#### 14 固定配管等加算

固定配管設備及び集中操作装置を装備する小型動力ポンプ付積載車の基準額は、それぞれの基準額に849千円を加算した額とする。

#### 15 小型動力ポンプ付水槽車の特例

小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型に小型動力ポンプを備えないものの基準額は、基準額から894千円を控除した額とする。

#### 16 救助資機材等総合整備事業(救助工作車Ⅱ型に限る。)、クレーン又は屋上上昇式発電照明灯(路肩灯及び後退音声装置含む。)加算

(1) ウインチを装備する救助工作車Ⅱ型の基準額は、救助工作車Ⅱ型の基準額に、1,260千円を加算した額とする。

この場合、最大引張力が5 t以上の性能を有しているものであること。

(2) クレーンを装備する救助工作車Ⅱ型の基準額は、救助工作車Ⅱ型の基準額に、2,514千円を加算した額とする。

この場合、吊上げ能力が2.9 t以上の性能を有しているものであること。

(3) 屋上上昇式発電照明灯を装備する救助工作車Ⅱ型の基準額は、救助工作車Ⅱ型の基準額に、1,530千円を加算した額とする。

#### 17 消防団総合整備事業の特例

(1) 消防団総合整備事業の基準額が、消防設備等を整備する事業費及び事務雑費を合算した額を超える場合においては、当該合算した額をもって基準額とし、諸経費を要する場合においては、当該諸経費を別途加算することができるものとする。

事務雑費とは、消防団拠点施設等の施工に伴い必要な事務に要する経費及び消防団活性化総合計画策定に要する経費をいい、消防団拠点施設等の施工に伴い必要な事務に要する経費は消防団拠点施設等の補助対象事業費の2.9%以内、消防団活性化総合計画策定に要する経費は消防設備等(消防団拠点施設等を除く。)の補助対象事業費の2.9%以内とする。また、諸経費とは、消防団の充実強化を促進するために必要な旅費(団員旅費は除

く。)、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等をいい、上記の基準額に0.05を乗じて得た額を超えないものとする。

(2) 消防団拠点施設等の補助対象経費は、施設整備（ホースタワー設置費及び門、囲障、排水施設等の外構工事費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費とする。

#### 18 海水利用型消防水利システムの特例

(1) 大型動力ポンプ付消防自動車に小型動力ポンプを備えないものの基準額は、基準額から2,949千円を控除した額とする。

(2) 大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を備えないものの基準額は、基準額から501千円（いずれにも備えない場合は1,002千円）を控除した額とする。

#### 19 自然水利活用遠距離送水システムの特例

自然水利活用遠距離送水システムにシステム搬送用車両を備えないものの基準額は、基準額から8,980千円を控除した額とする。

## 別表第4

### 第1 電源車の規格

- 1 電源車は、発電装置、照明装置、非常用電源装置及びその他必要な設備を備え、夜間照明、負荷設備等に電源を供給できるものをいう。
- 2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、かつ、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- 3 電源車は、大型（ホイールベースの長さ3m以上のものをいう。）及び小型（ホイールベースの長さ3m未満のものをいう。）とする。
- 4 発電装置は、交流とし、電圧100V又は200Vにおいて大型にあつては25kw以上、小型にあつては5kw以上の安定した出力が得られるものであること。  
なお、交流電圧200Vの場合であっても100Vの端子電圧が得られるものであること。
- 5 発電装置は、4の定格出力において、10時間以上連続して電源を供給できるものであること。
- 6 電源回路には過電流、短絡等で作動する自動遮断器を設けること。
- 7 照明装置は、次によること。
  - (1) 主照明装置の照度は、大型にあつては100lx、小型にあつては50lx離れた位置において約30lx以上であること。
  - (2) 主照明装置は、最大地上高が大型にあつては7.5m、小型にあつては5.0m以上伸長できるものであること。
  - (3) 主照明装置は、旋回できるもので、投光面の旋回角度は270度以上、ふ仰角度は90度以上であること。
  - (4) 移動照明装置は、大型にあつては6基以上、小型にあつては2基以上とすること。
- 8 非常用電源装置は、次によること。
  - (1) コンセントボックスには、20A容量の端子を大型にあつては2個以上、小型にあつては1個以上及び15A容量の端子を1個以上設けること。
  - (2) 電源を供給するためのコードは、各アンペアの端子数に応じて備えるとともに、その長さは大型にあつては各50m以上、小型にあつては各30m以上であること。
- 9 8の非常用電源装置のほか、定格出力において負荷設備等に電力を供給できる装置を設けること。
- 10 次に掲げる装備品を備えていること。
  - (1) 拡声装置  
拡声装置は、各種消防作業時に付近住民への広報、要救助者への呼びかけ、消防隊員への指示命令、避難誘導等を効果的に行い得るものであること。
  - (2) 消防専用無線装置  
電源車を消防機関に配置する場合には、消防専用電話装置（電波法（昭和25年法

律第131号)の型式検定に合格したもの又は無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)の基準に適合するものに限る。以下同じ。)を積載すること。

- 11 発電装置に使用する機器、材料等はすべて電気用品取締法(昭和36年法律第234号の規定に適合するものでJIS規格品又はこれと同等以上のものであること。

## 第2 震災初動対応資機材

- 1 震災初動対応資機材は、次に掲げる設備等のうち、補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

(1) 可搬式小型動力ポンプ

(2) 応急仮設テント

(3) 担架ベッド

(4) 投光器セット

(5) 緊急電源装置

(6) 災害用トイレ設備

(7) 災害用浄水装置

(8) その他救護所等を設置するための資機材で消防庁長官が特に必要と認めるもの。

- 2 可搬式小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第16条に規定する級別がC-2級以上のもので、ポンプ本体及び車台並びに吸管、ストレーナその他必要な附属部品を備えるものであること。

- 3 応急仮設テントは、地震災害による負傷者等を一時的に収容し、救護活動等を的確に行うことができるものであること。

- 4 担架ベッドは、地震災害による負傷者等を迅速に搬送することが可能であり、簡易ベッドとして利用可能であるなど、救護活動等を的確に行うことができるものであること。

- 5 投光器セットは、投光器、コードリール、三脚で構成され、夜間の救護活動等を的確に行うことができるものであること。

- 6 緊急電源装置は、救護所等の運営において、電源を要する照明その他電気器具等に確実に電源を供給できるものであること。

- 7 災害用トイレ設備は、壁パネル、床板、便器、便槽等で構成され、救護所等の環境維持に資するものであること。

- 8 災害用浄水装置は、ろ過ユニット(粒状活性炭等)、エンジンポンプ等を備えるものであって、救護所等の運営に当たり必要な飲料水、生活用水等を確保することができるものであること。

## 第3 給水車

- 1 給水車は、飲料水専用タンクを搭載し、その他必要な作業装置等を備え、大規模地震時における飲料水等を搬送することを目的としたものをいう。

- 2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合するものであること。

#### 第4 起震車の規格

- 1 起震車は、起震装置及びその他の必要な設備を備え、地震時に備える知識・技術を実際的な体験を通じて修得させるとともに、防災意識の啓発と広報活動ができるものをいう。
- 2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合するものであること。

#### 第5 震災工作車の規格

- 1 震災工作車は、クレーン装置及びレッカー装置を搭載し、その他必要な作業装置等を備え、大規模地震時における消防車両等災害対策用車両の運行を確保することを目的としたものをいう。
- 2 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車としての承認が得られるものであること。

#### 第6 化学消防ポンプ自動車大I型の規格

化学消防ポンプ自動車大I型の規格は、基準額告示並びに石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）によるほか、次の各号によらなければならない。

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 車両は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 3 艀装材料は、次に掲げるもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用してあること。

部 品 名		材 料
	羽 根 車	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。） H 5111（青銅鋳物）
ポ	ポ ン プ ケ ー ス	日本工業規格 H 5111（青銅鋳物） 日本工業規格 G 5501（ねずみ鋳鉄品） 日本工業規格 H 5202（アルミニウム合金鋳物）
ン	ポ ン プ 軸	日本工業規格 G 4303（ステンレス鋼棒） 日本工業規格 G 4102（ニッケルクロム鋼鋼材）
	真 空 ポ ン プ	日本工業規格 H 5111（青銅鋳物）
プ	真 空 ポ ン プ 軸	日本工業規格 G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
	重 要 動 力 伝 導 軸	日本工業規格 G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
	重 要 動 力 伝 導 歯 車	日本工業規格 G 4052（焼入性を保証した構造用鋼鋼材）

		(H鋼)
吸・吐水用配管	日本工業規格 G 5501 (ねずみ鋳鉄品)	
	日本工業規格 G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)	
ホースの結合用ネジ部	日本工業規格 H 5111 (青銅鋳物)	
車の構成材	日本工業規格 G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
注 通水内面には防しよく処置を施すこと。(ただし、銅及び銅合金部分を除く。)		

- 4 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- 5 吸水口は100mmボールコック、90度吸口エルボ付とし、1ヶずつ車両両側に設け、呼水装置が設けてあること。
- 6 呼水装置は吸水高3mの状態において吸水量が1.5m<sup>3</sup>/minのときバルブを全開しても落水せず、90秒以内に揚水を完了できること。
- 7 中継吸口は75mmボールコック付とし、1ヶずつ車両両側に設けること。
- 8 泡消火薬液吸液口は65mmボールコック付とし、1ヶずつ車両両側に設けること。
- 9 放水口は65mmとし、3ヶずつポンプ部両側に設けること。
- 10 泡消火薬液槽は振動衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ0.03MPaの液圧に対して変形及び液漏れを生じない構造とし、薬液槽内部に必要に応じ有効な防波板を設けてあること。
- 11 泡消火薬液槽は内部の清掃に便利な構造であること。
- 12 泡消火薬液が流動する部分及び泡消火薬液混合液が流動し、洗浄が容易でない部分の配管、接手及び弁等はステンレス(SUS316)又は他の腐食に耐えるように被覆されていること。
- 13 泡消火薬液槽には、泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取出し口及び液量計を設け、底部に廃液口を設けてあること。
- 14 泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあつては手動でも操作できる構造であること。
- 15 泡消火薬液混合装置は洗浄が容易にできるものであること。
- 16 泡消火薬液圧送用ポンプのあるものについては、当該ポンプは水ポンプが動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第17条第1項に定める運転に耐える時間以上の時間運転に耐える性能のものであり、当該ポンプに連結する配管に安全弁を設けてあること。
- 17 自衛噴霧装置が車体の左右にそれぞれ3口ずつ設けられていること。
- 18 補助座席等を含めて5名以上の乗車が可能であること。

19 取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

- (1) ポンプ圧力計
- (2) ポンプ連成計
- (3) エンジン回転計
- (4) エンジン油温計
- (5) 赤色警光灯
- (6) 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。以下同じ。）
- (7) 後退警報器
- (8) 標識灯
- (9) 移動投光機（200W／100V）

20 積載品及び附属品は別表第7によることとし、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装備を備えてあること。

#### 第7 大型高所放水車の規格

大型高所放水車の規格は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条第2項並びに第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第1号から第6号まで及び第17号から第20号まで（移動投光機を除く。）によるほか、次の各号によらなければならない。

- 1 シャシーはホイールベースが5m以上で、ジャッキを装備していること。
- 2 中継吸水口は75mm又は65mm 2ヶずつ車両両側に設けること。
- 3 泡を放射する筒先は左右各15度以上、塔の延長線に対してふ角0度から120度以上の範囲内において遠隔操作ができること。
- 4 泡を放射する筒先の自衛装置は噴霧式とし、幅射熱から有効に保護できるものであること。
- 5 塔の基底部には200W／100Vの発動発電機、30mのコードリール1基及び三脚付移動用100W照明灯1基を設けること。
- 6 放水口は65mmとし、2ヶずつポンプ部両側に設けること。  
ただし、塔に固定された導水管が設けてある場合には、放水口は65mm 1ヶずつポンプ部両側に設けること。
- 7 塔の構造がはしごであるものについては、次によること。
  - (1) 十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
  - (2) シャシーは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置を装備してあること。
  - (3) はしご装置は、整備しやすい構造であること。
  - (4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。
  - (5) はしごの起伏、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は専用の内燃機関の動力による油圧を持つて行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の

運動を行うことができるものであること。

(6) はしごの最大起立角は、80度以下であること。

(7) 使用範囲のいかなる位置においても、はしごに次に掲げる荷重を加えた場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。

ア はしごの先端に1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を行う場合

イ はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしごの長さ4mごとに900Nの荷重を加えた場合

ウ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

エ 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{昇降機の床面積}}{0.25\text{m}^2} \times 900\text{N} \times 1.5$$

(8) はしご装置の構造部分の材料は、次に掲げる鋼材又はこれと同等以上の機械的性質を有するものであること。ただし、強度計算において対象とならない部分及び機械部分を除く。

日本工業規格 G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3104 (リベット用丸鋼)

日本工業規格 G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3446 (一般構造用角形鋼管)

(9) はしごの構造部分の安全率及び車両の安定度は、自重、積載荷重、起伏慣性力、旋回慣性力、風荷重及び放水反動力を考慮に入れ、安定率1.7以上、安定度1.3以上であること。また、ローラーチェーン及びリーフチェーンは4以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダ類は3.5以上、ホース、チューブ類は3以上の安全率を有していること。

(10) はしごの主骨間隔は、40cm以上、横棧間隔は40cm以下、手すりの高さは20cm以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。

(11) 車両支持装置の接地圧は、0.8MPa以下であり、その接地部分は10度以上の傾斜地面に確実に設置できるものであること。

(12) 車両支持装置の張り出し距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。

(13) はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合はこの限りでない。

ア 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒(アウトリガー装置付にあつては、それぞれ40秒)以内

イ はしごの起立・伸長及び倒伏・短縮に要する時間は、それぞれ1分30秒(地上

- 高33m以上のものにあつては1分50秒)以内
- ウ はしごの360度の旋回に要する時間は1分20秒以内
- (14) はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。
- ア 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシー・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置
- ただし、構造に必要でないものは、この限りでない。
- イ はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置を操作できる装置
- ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及びはしごが伸縮しないための伸縮防止装置
- エ はしごの最大起立角及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
- オ はしごの全伸長及び全短縮付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
- カ はしごの起伏中、伸長中及び旋回中のいずれかにおいて、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
- キ はしごが使用限界に達した場合はしごの運動を自動的に停止させる装置
- ク はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合はしごの運動を自動的に停止させる装置
- ケ はしごの傾斜角が2度以上になった場合はしごの作動を自動的に停止させる装置
- ただし、はしご装置の操作前又は操作中に自動的に傾斜角の矯正ができる構造のものにあつては、この限りでない。
- コ 走行中急ブレーキをかけた場合において、はしごが飛び出さないためのはしごの飛び出し防止装置
- サ 昇降機がはしごの先端に達した場合、昇降機の動作を自動的に停止させる装置
- シ 昇降機引き上げ用ワイヤーロープが切断した場合、昇降機の落下を防止する装置
- ス 緊急時の場合において、はしごの運動をすみやかに停止させる装置
- ただし、バスケットを設けないものはこの限りでない
- セ はしごの背面荷重が一定限度に達した場合の警報装置
- ソ 他力によってはしごが回転しないためのはしご旋回防止装置
- タ 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための装置
- (15) はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に5度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。
- (16) はしごの起伏、伸縮及び旋回並びに昇降機の昇降の各操作は、作動速度の調整が

でき、誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。

また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各操作が相互に影響しないものであること。

(17) はしごには、次の計器が装置してあること。

- ア 伸長計
- イ 起伏角度計
- ウ 傾斜角度計
- エ 水準器
- オ 使用時間計
- カ 風速計

(18) はしごの先端には、先端搭乗用ステップ、支えロープ取付具2個、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。

(19) はしごには、次に掲げる要件を備えた昇降装置が設けてあること。ただし、(23)で定めるバスケット装置が設けてあるものあつては、この限りでない。

ア 油圧によるワイヤ引き上げ方式とし、モーターの駆動により作動するものであること。

イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが120cm以上であること。

ウ 無負荷及び許容積載荷重を加えたとき、昇降に支障がなく、かつ、昇降機の速度は、昇りにあつては0.5~1.0m/secの範囲内、降りにあつては0.5~1.5m/secの範囲内であること。

エ 乗降が容易な構造であること。

オ 搭乗員の落下防止措置及び足の滑り出し防止装置が施してあること。

(20) はしごの基底部及び先端部等には必要な照明灯が装置してあること。

(21) 油圧配管等は、設計圧の1.5倍の油圧又は設計圧に5MPaを加えた油圧に対して、き裂、破損及び油漏れがないものであること。

(22) はしごには、先端部と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

(23) 大型高所放水車にバスケット装置を備えることが可能な構造とすることができる。

この場合においては、前各号によるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。ただし、バスケット装置が固定式のものである場合においては、昇降装置を設けてはならない。また、この場合においては、支えロープ取付具を除き、(18)によらないことができる。

ア 起伏、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

イ 使用範囲において、平行装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。

ウ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが90cm以上であること。

エ 脱着式のバスケットは脱着が容易であり、脱落防止の措置が施してあること。  
オ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。

カ バスケット上と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

キ (7)エ中「昇降機」を「バスケット」と、また、(13)ウ中「1分20秒以内」を「2分10秒以内」と読み替えるものとする。

8 塔の構造が関節をもって組み合わせた上部及び下部のわく組により構成されたものについては、次によること。

(1) 塔は、関節をもって組み合わされた上部ブーム、下部ブーム及び上部ブームの先端部に取り付けられた放水銃により構成してあること。

(2) 塔の起倒、屈伸及び回転の運動は、自動車機関の動力又はこれによる油圧をもつて行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動ができるものであること。

(3) 塔の起倒、屈伸及び回転の操作は、下部ブームの基底部において自由に行うことができるものであること。

(4) 塔は最大張出長10m以上、最大地上高15m以上の範囲で自由に運動できるものであること。

(5) 放水銃は、棒状放水及び噴霧放水ができる構造であり、かつ、3,000ℓ/min以上の放水能力を有しているものであること。

(6) 放水銃の起伏、旋回の運動並びに棒状放水及び噴霧放水を遠隔操作によって行うことができるとともに、ノズル旋回及び起伏角は左右15度以上、上部ブームの延長線に対して俯角0度から120度以上の範囲内であること。

(7) 次に掲げる安全装置が設けてあること。

ア 塔の伸長中障害物に突き当たった場合の塔の自動停止装置

イ 油圧パイプ等が破損した場合において、油圧ジャッキがその支持機能を失わないための油圧ジャッキの安全装置

9 塔の構造が直進式のブームであるものについては、8に準じること。

10 補助座席等を含めて5名以上の乗車が可能であること。

## 第8 泡原液搬送車の規格

泡原液搬送車の規格は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第18条第3項並びに第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第1号から第4号まで、第10号、第12号、第19号（移動投光機を除く。）及び第20号によるほか、次の各号によらなければならない。

1 ホイルベースは3.6m以上であること。

2 泡消火薬剤を圧送するポンプは耐食性に富む材料で造られていること。

3 泡消火薬剤の吸液口及び吐出口は65mmボールコック付とし、1ヶずつ車両両側に設けること。

- 4 泡原液槽上部には密閉できる構造のマンホールを設けていること。
- 5 3名以上の座席が設けられていること。

#### 第9 自主防災組織活性化事業の規格

自主防災組織活性化事業は、次表に掲げる資機材等及びこれらを収納する簡易収納庫又は防災倉庫の整備事業のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電器、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式（難燃）、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）、その他訓練に必要な資機材
避難誘導用資機材	チェーンソー、可搬式ウィンチ、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、救急医療セット、発電器、投光器、消火器、ヘルメット、バール、携帯用無線通信機、ハンドマイク、その他避難誘導に必要な資機材

#### 第10 林野火災対策用資機材の規格

林野火災対策用資機材は、次に掲げる資機材のうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- (1) 消防無線、受令機その他情報収集・伝達活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの
- (2) チェーンソー、可搬式散水装置、可搬式送水装置、軽可搬式動力ポンプその他地上消火活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの
- (3) 消火薬剤散布装置、混合機、かくはん機、粉碎器、組立水槽、可搬式動力ポンプ

その他空中消火活動用資機材として消防庁長官が特に必要と認めるもの

#### 第11 林野火災工作車の規格

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 四輪駆動方式であること。
- 3 車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
- 4 乗車人員の乗降時及び走行時において安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けてあること。
- 5 消防専用電話装置を備えてあること。
- 6 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 赤色警光灯
  - (2) 電子サイレン
  - (3) 後退警報器
  - (4) 自動車用消火器（A B C 粉末 6 kg 入） 1
  - (5) 車輪止 2
  - (6) チェーンソー
  - (7) 動力刈払機
  - (8) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
- 7 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 照明灯
  - (2) 標識灯
  - (3) 電動サイレン
  - (4) 作業用ロープ
  - (5) スコップ、鋏、鎌、斧その他防火帯を設置するのに必要な道具
  - (6) はしご 1
  - (7) タイヤチェーン 1 式
  - (8) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
  - (9) オイルパンヒーター

#### 第12 小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）の規格

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 乗車定員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 水槽容量は、2.0<sup>m</sup>以上3.0<sup>m</sup>以下であること。
- 4 水槽は、一般構造用圧延鋼材（S S）以上の強度を有する材料で水圧に対して変形及び水漏れの無い構造とし、水槽内面は、船底塗料等適当と認められる防食加工を施

し、水槽内部には、有効に防波板を設けてあること。

- 5 水槽内部は、清掃、塗替等に便利な構造であること。
- 6 水槽には、オーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。
- 7 水槽には、ポンプへの補給口及び排水口が設けてあること。
- 8 消防専用電話装置を備えてあること。
- 9 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- 10 積載する小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第16条に掲げるポンプの級別がB-3級以上であること。
- 11 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 赤色警光灯
  - (2) 電子サイレン
  - (3) 後退警報器
  - (4) 自動車用消火器 (A B C 粉末 6 kg型) 1
  - (5) 車輪止 2
- 12 小型動力ポンプ付水槽車には、次の規格を満たす組立水槽を備え付けることができる。
  - (1) 組立水槽 1 基の容量は、500ℓ以上であること。
  - (2) 組立水槽の容量の合計は、小型動力ポンプ付水槽車の水槽容量の水を十分に移し替えることができる容量であること。
- 13 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 照明灯
  - (2) 標識灯
  - (3) 電動サイレン
  - (4) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
  - (5) はしご
  - (6) タイヤチェーン 1 式
  - (7) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
  - (8) オイルパンヒーター
  - (9) キャブチルト装置
  - (10) 水タンクヒーター
  - (11) ローラージャッキ

### 第13 災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格

#### 1 災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格

災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊

消防ポンプ自動車の規格並びに第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第1号から第4号まで及び第20号によるほか、次によらなければならない。

- (1) ポンプ性能は、駆動エンジンが工率74kw (100ps) 以上のものにあつてはA2級以上、駆動エンジンが工率74kw (100ps) 未満のものにあつてはB1級以上であること
- (2) ボールコック付75mm (A1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm) の吸水口が設けられ、吸水口には75mm (A1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm) エルボが取り付けられていること。
- (3) ボールコック付65mmの放水口及び中継吸口が設けてあること。
- (4) 艀装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパー上部、リヤーフエンダー上部及びその他必要とする部分はしま板であること。
  - ア 側板 I型1.6mm以上 II型2.0mm以上
  - イ サイドエプロン 1.2mm以上
  - ウ フェンダー 1.0mm以上
  - エ ホースカー昇降用レール 4.5mm以上
- (5) 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。
- (6) 乗車定員は5名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (7) 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けてあること。
- (8) 四輪駆動方式、ホース延長用資機材、動力昇降装置及び積載ホース30本を装備すること。ただし、これらの装備を備える必要がないと認められる場合には、これらの一部又は全部の装備を備えないことができる。
- (9) ホース延長用資機材の車体への固定は安全確実で、かつ、迅速に取り付け、取り外しができるものであること。
- (10) 資機材及び器具の収納に必要な格納箱等を設けてあること。
- (11) 蓄電池の容量は、12V-100AH又は24V-100AH以上であること。
- (12) 取付品及び取付装置は第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第19号 ((9)を除く。) によるほか次によること。

照明灯

- (13) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。
  - ア 電動サイレン
  - イ 真空計
  - ウ ポンプ回転計
  - エ 流量計
  - オ 積算流量計
  - カ キャブチルト装置
  - キ オイルパンヒーター

- ク ポンプアンダーカバー
- ケ 不凍液注入装置
- コ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- サ 作業灯
- シ 車外無線送話器取出口
- ス 放水銃
- セ その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

## 2 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格並びに第6化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格第1号から第4号まで及び第20号並びに前1災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(1)から(7)まで及び(9)から(13)までによるほか、次によらなければならない。

(1) 水槽の艤装材料の厚さは次によるものであること。

ア 側板 4.0mm以上

イ 底部 6.0mm以上

ウ 上部 4.5mm以上。ただし上部を通路とするものにあってはしま板であること。

(2) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効に防波板を設けてあること。

(3) 水槽内部は清掃、塗替等に便利な構造であること。

(4) 水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。

(5) 水槽は、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。

(6) 四輪駆動方式、動力昇降装置（Ⅰ－Ⅱ型に限る。）及び積載ホース30本装備すること。ただし、これらの装備を備える必要がないと認められる場合には、これらの一部又は全部の装備を備えないことができる。

(7) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

ア ブースタリール

イ 水タンクヒーター

ウ ローラージャッキ

エ 自衛噴霧装置

## 3 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格

(1) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車のうち、大Ⅰ型及び大Ⅱ型以外の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊化学消

防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格並びに第6化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格第1号から第4号まで、第11号、第13号、第15号、第16号及び第20号並びに1災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(1)及び(2)、(4)のアからウまで、(5)から(7)まで、(10)から(13)シまで及び(13)セ並びに2災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格(1)から(5)まで及び(7)アからウまでによるほか次によらなければならない。

ア 65mm（A1級ポンプを装備するものにあつては65mm又は75mm）放水口及び65mm中継吸口が設けられ、それぞれボールコック付であること。

イ 泡消火薬液槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、薬液槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。

ウ 泡消火薬液槽は、板厚3mm以上のステンレス鋼板（日本工業規格SUS316）又は同等以上の材料で造られた密閉型で、必要に応じ内部に完全な間仕切りを設けるものとし、泡消火薬液が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス（日本工業規格SUS304）又は同等以上の材料とし、その他の配管の部分及び接手、弁等並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るよう被覆してあること。

エ 泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあつては手動でも操作できる構造であること。

オ 泡消火薬液混合比例装置の性能は、最大混合能力がⅠ型、Ⅱ型及びⅢ型にあつては1,200ℓ/min以上、Ⅳ型にあつては1,600ℓ/min以上、Ⅴ型にあつては3,000ℓ/min以上であり、かつ、適正混合流量範囲はⅠ型及びⅡ型にあつては最大混合能力から500ℓ/minまでの、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型にあつては最大混合能力からその3分の1までの範囲を包含するものであること。

カ 四輪駆動方式とすること。ただし、四輪駆動方式とする必要がないと認められる場合には、四輪駆動方式としないことができる。

キ 自衛噴霧装置が設けてあること。

## (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格並びに石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令並びに第6化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格並びに(1)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格カによらなければならない。

## (3) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格並びに第6化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格第1号から第4号まで、第6号、第9号から第11号まで、第13号から

第16号まで及び第20号並びに(1)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格カによるほか、次によらなければならない。

ア シャシーは次によること。

(ア) エンジンは、最大出力22.2kw (30.0ps) 以上のディーゼルエンジンであること

(イ) 後機関総輪駆動方式のものであること。

(ウ) 走行中に泡放射が可能なものであること。

イ 次に掲げる走行性を有すること。

(ア) 積車状態(道路運送車両の保安基準第1条第4号の積車状態をいう。以下同じ。)で瞬間発進できること。

(イ) 積車状態で平坦な舗装路面において、発進後35秒以内に80km/h以上に加速できること。

(ウ) 積車状態で平坦な舗装路面において、100秒以内に2kmを走行できること。

ウ ポンプは次によること。

水槽からの吸水により泡ターレットの泡水溶液の最大放射量及び自衛装置(噴霧ノズルを除く。)の水溶液の放射量をそれぞれ同時に放射できる能力を有するものであること。

エ 泡ターレットは、次により設けられていること。

(ア) 可変ノズル付きのものであること。

(イ) 二段切換式のものであって、筒先基部圧力が1MPaの場合において、毎分3,000ℓ以上及び最大泡水溶液放射量の2分の1の泡水溶液量の放射ができるものであること。

(ウ) 運転席上部の天蓋に設けられていること。

(エ) 運転室内からの遠隔操作及び直接手動操作が可能なものであること。

オ 泡消火薬液混合装置は、次により設けられていること。

(ア) 水ポンプで吸引及び吐出する水が泡消火薬液槽に流入しない構造であること。

(イ) 清掃が容易な構造であること。

カ 水槽は、次により設けられていること。

(ア) 次による厚さの鋼板又はこれと同等以上の引っ張り強度を有する鋼板その他の金属で造られたものであること。

① 側板4mm以上 底部6mm以上

② 上部4.5mm以上。ただし、上部を通路とするものにあってはしま鋼板とすること。

(イ) 0.03MPaの水圧に対して変形又は損傷しないものであること。

(ウ) 5%以上の塩水の噴霧試験に合格する船底塗料等により防食加工が施されていること。

(エ) オーバーフローパイプ(呼称65mm以上)、補給口、排水口、水量計、マンホール及び防波板が設けられていること。

- (オ) 清掃、塗替等が容易な構造であること。
- キ 水槽からポンプへの給水配管は、次により設けられていること。
  - (ア) 内径は、ウに定める泡水溶液の放射量を放射した場合に、通過する水量に支障が生じないものであること。
  - (イ) 衝撃措置が講じられていること。
  - (ウ) コック又はバルブが設けられていること。
- ク 吸水口は、90mmボールコック付であって、吸水装置を備え付けたものとし、車両の両側に設けられていること。
- ケ 中継吸口は、65mmボールコック付とし、車両の両側に各2個設けられていること。
- コ 放水口は、65mmボールコック付とし、車両の両側に各2個設けられていること。
- サ 自衛装置は、次により設けられていること。
  - (ア) 車両の前面下部左右に、筒先基部圧力が1MPaの場合において、毎分100ℓ以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ1基設けられていること。
  - (イ) 車両の下面前後に、筒先基部圧力が1MPaの場合において、毎分50ℓ以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ1基設けられていること。
  - (ウ) 噴霧ノズルが車両の両側に各3個設けられていること。
- シ ハンドライン装置は、次により設けられていること。
  - (ア) 筒先基部圧力が0.7MPaの場合において、毎分150ℓ以上の泡水溶液を放射できるものであること。
  - (イ) ノズルは、可変ノズルであること。
  - (ウ) ホースは、内径が25mm、長さが30mのものであること。
- ス 車両の両側にそれぞれ3本以上の消防用ホース（呼称65）を収納できる収納箱が設けられていること。
- セ ポンプ室は次により設けられていること。
  - (ア) 天井板及び側板により区画されていること。
  - (イ) 吸・放水コックの補修に必要な箇所の取り外しができるものであること。
  - (ウ) 上部はできるだけ大きく開放でき取り外しも可能であって、手すりを設け器具を積載できるようになっていること。
- ソ 車両側板の切り口は、折り曲げる等負傷を防止できる措置が講じられていること。
- タ 座席は、運転者を含め5名以上が着席できるものであること。
- チ 燃料タンクは、容量が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第16条のA1級の規格放水性能において2時間以上使用できるものであって、給油が側面又は上面にて行えるものであること。
- ツ 蓄電池の容量は、20時間率で150A以上であること。
- テ 取付品及び取付装置は第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第19号（(9)を除く。）によるほか次によること。

## 照明灯

### 4 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格

災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格、第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第1号から第4号まで及び第20号並びに1災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(1)から(3)まで、(5)から(7)まで、(10)から(13)シ及び(13)セ並びに2災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格(7)ウ及びエによるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について、一部これによらないことができる。

(1) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

(2) シャシーは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置を装備してあること。

(3) はしご装置は、整備しやすい構造であること。

(4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。

(5) はしごの起伏、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は専用の内燃機関の動力による油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。

(6) はしごの最大起立角は、80度以下であること。

(7) 使用範囲のいかなる位置においても、はしごに次に掲げる荷重を加えた場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。

ア はしごの先端に1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を行う場合

イ はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしご長さ4m毎に900Nの荷重を加えた場合

ウ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

エ 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{昇降機の床面積}}{0.25\text{m}^2} \times 900\text{N} \times 1.5$$

(8) はしご装置の構造部分の材料は、次に掲げる鋼材またはこれと同等以上の機械的性質を有するものであること。ただし、強度計算において対象とならない部分及び機械部分を除く。

日本工業規格 G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3104 (リベット用丸鋼)

日本工業規格 G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3466 (一般構造用角形鋼管)

- (9) はしごの構造部分の安全率及び車両の安定度は、自重、積載荷重、起伏慣性力、旋回慣性力、風荷重及び放水反動力を考慮に入れ、安全率1.7以上、安定度1.3以上であること。また、ローラーチェーン及びリーフチェーンは4以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダ類は3.5以上、ホース、チューブ類は3以上の安全率を有していること。
- (10) はしごの主骨間隔は、40cm以上、横棧間隔は40cm以下、手すりの高さは20cm以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。
- (11) 車両支持装置の接地圧は、0.8MPa以下であり、その接地部分は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。
- (12) 車両支持装置の張り出し距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあっては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。
- (13) はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。
- ア 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒 (アウトリガー装置付にあっては、それぞれ40秒) 以内
  - イ はしごの起立・伸張及び倒伏・短縮に要する時間は、それぞれ1分30秒 (地上高33m以上のものにあっては1分50秒) 以内
  - ウ はしごの360度の旋回に要する時間は1分20秒以内
- (14) はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。
- ア 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシー・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置  
ただし、構造に必要でないものは、この限りでない。
  - イ はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置を操作できる装置
  - ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及びはしごが伸縮しないための伸縮防止装置
  - エ はしごの最大起立角及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
  - オ はしごの全伸長及び全短縮付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
  - カ はしごの起伏中、伸長中及び旋回中のいずれかにおいて、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
  - キ はしごが使用限界に達した場合のはしごの運動を自動的に停止させる装置
  - ク はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合のはしごの運動を自動的に停止させる装置

ケ はしごの傾斜角が2度以上になった場合はしごの作動を自動的に停止させる装置

ただし、はしご装置の操作前又は操作中に自動的に傾斜角の矯正ができる構造のものにあっては、この限りでない。

コ 走行中急ブレーキをかけた場合において、はしごが飛び出さないためのはしごの飛び出し防止装置

サ 昇降機がはしごの先端に達した場合、昇降機の動作を自動的に停止させる装置

シ 昇降機引き上げ用ワイヤーロープが切断した場合、昇降機の落下を防止する装置

ス 緊急時の場合において、はしごの運動をすみやかに停止させる装置

ただし、バスケットを設けないものはこの限りでない。

セ はしごの背面荷重が一定限度に達した場合の警報装置

ソ 他力によってはしごが回転しないためのはしご旋回防止装置

タ 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための装置

(15) はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に5度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。

(16) はしごの起伏、伸縮及び旋回並びに昇降機の昇降の各操作は、作動速度の調整ができ、誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。

また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各操作が相互に影響しないものであること。

(17) はしごには、次の計器が装置してあること。

ア 伸長計

イ 起伏角度計

ウ 傾斜角度計

エ 水準器

オ 使用時間計

カ 風速計

(18) はしごの先端には、先端搭乗用ステップ、支えロープ取付具2個、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。

(19) はしごには、次に掲げる要件を備えた昇降装置が設けてあること。ただし、15m級のもの及び(23)で定めるバスケット装置が設けてあるものにあつては、この限りでない。

ア 油圧によるワイヤ引き上げ方式とし、モーターの駆動により作動するものであること。

イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが120cm以上であること。

ウ 無負荷及び許容積載荷重を加えたとき、昇降に支障がなく、かつ、昇降機の速

度は、昇りにあつては0.5～1.0m/secの範囲内、降りにあつては0.5～1.5m/secの範囲内であること。

エ 乗降が容易な構造であること。

オ 搭乗員の落下防止措置及び足の滑り出し防止装置が施してあること。

(20) はしごの基底部分及び先端部分等には必要な照明灯が装置してあること。

(21) 油圧配管等は、設計圧の1.5倍の油圧又は設計圧に5MPaを加えた油圧に対して、き裂、破損及び油漏れがないものであること。

(22) はしごには、先端部分と基底部分との連絡ができる装置が設けてあること。

(23) はしご付消防ポンプ自動車にバスケット装置を備えることが可能な構造とすることができる。この場合においては、前各号によるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。また、バスケット装置が固定式のものである場合においては、支えロープ取付具を除き、(18)によらないことができる。

ア 起伏、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及びはしごの基底部分において自由に行うことができ、基底部分の操作が優先するものであること。

イ 使用範囲において、平行装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。

ウ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが90cm以上であること。

エ 脱着式のバスケットは脱着が容易であり、脱落防止の措置が施してあること。

オ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃等及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。

カ バスケット上と基底部分との連絡ができる装置が設けてあること。

キ (7)エ中「昇降機」を「バスケット」と、また、(13)ウ中「1分20秒以内」を「2分10秒以内」と読み替えるものとする。

(24) はしごはその先端部分の屈折が可能な構造とすることができる。この場合においては、前各号によるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

ア (5)、(7)ア、(16)、(23)ア及び(26)イ中「起伏、伸縮」を「起伏、伸縮、屈折」に読み替えるものとする。

イ はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。

(ア) はしごの屈折装置の最大屈折及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置

(イ) はしごの屈折中障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置

(ウ) 屈折段が収納状態でない場合に、縮梯を自動的に停止させる装置

(エ) 屈折段が屈折可能範囲まで伸梯していない場合に、屈折を自動的に防止する装置

(オ) 屈折段が収納状態でない場合に、昇降機の昇降を自動的に停止させる装置

(25) はしご付消防ポンプ自動車には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に

消えないように表示してあること。

ア 製造に関する銘板

イ 主要諸元に関する銘板

ウ 操作に関する銘板

エ 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板

(26) 10m級のものにあつては、(6)、(14)エからカまで、サ及びシ、(15)、(16)並びに(19)を除くほか、次によらなければならない。ただし(14)の規定を適用する場合においては、同ケ中「2度」を「設定限度」と読み替えるものとする。

ア 5度以上の傾斜地でも使用できること。

イ はしごの起伏、伸縮又は旋回の各操作は、作動速度の調整ができ誤作動を防止するため、2動作により行う構造であること。

また、各操作は、単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないものであること。

(27) 四輪操舵方式とすること。ただし、四輪操舵方式とする必要がないと認められる場合には、四輪操舵方式としないことができる。

## 5 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格

災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格は、援助隊基準額告示における災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格並びに第6化学消防ポンプ自動車大I型の規格第1号から第4号まで及び第20号並びに1災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(1)から(3)まで、(5)から(7)まで、(10)から(13)シまで及び(13)セ並びに2災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格(7)ウ及びエ並びに4災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格(27)によるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について、一部これによらないことができる。

(1) 屈折はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

(2) シャシーは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置が装備してあること。

(3) 屈折はしご装置は、整備しやすい構造であること。

(4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。

(5) 屈折はしごは、関節をもって組み合わされた複数の枠組み及び枠組みの先端部に備え付けられたバスケットにより構成されたものであり、バスケットを使用範囲のいかなる位置にも移動させることができる構造であること。

(6) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は他の内燃機関の動力による油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。

(7) 使用範囲のいかなる位置においても、バスケットに次に掲げる荷重を加えた場合、

屈折はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。

ア 1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、屈折、伸縮（伸縮機構のあるものに限る。以下同じ。）及び旋回を行う場合

イ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

ウ 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{バスケットの床面積}}{0.25\text{m}^2} \times 900\text{N} \times 1.5$$

(8) 屈折はしご装置の構造部分の材料は、次に掲げる鋼材又はこれと同等以上の機械的性質を有するものであること。ただし、強度計算において対象とならない部分及び機械部分を除く。

日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）

日本工業規格 G 3104（リベット用丸鋼）

日本工業規格 G 3106（溶接構造用圧延鋼材）

日本工業規格 G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

日本工業規格 G 3445（機械構造用炭素鋼鋼管）

日本工業規格 G 3466（一般構造用角形鋼管）

(9) 屈折はしごの構造部分の安全率及び車両の安定度は、自重、積載荷重、起伏慣性力、旋回慣性力、風荷重及び放水反動力を考慮に入れ、安全率1.7以上、安定度1.3以上とし、また、ローラーチェーン及びリーフチェーンは4以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダ類は3.5以上、ホース、チューブ類は3以上の安全率を有していること

(10) 車両支持装置の接地圧は、0.8MPa以下であり、その接地部は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

(11) 屈折はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

ア 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒（アウトリガー装置付にあっては、それぞれ40秒）以内

イ 屈折はしごの収納状態から最大地上高に達するまで及び最大地上高から収納状態に至るまでに要する時間は、それぞれ1分30秒（20m以上のものにあつては2分10秒）以内

ウ 屈折はしごの360度の旋回に要する時間は2分10秒以内

(12) 屈折はしごには、次に掲げる安全装置が設けられていること。また、安全装置により屈折はしごが自動停止した場合、安全側にのみ操作ができる構造であること。

ア 車台の安定に影響を及ぼすシャシー・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置

ただし、構造的に必要でないものは、この限りでない。

イ 屈折はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設

- 定されている場合のみ屈折はしご装置を操作できる装置
- ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及び屈折はしごが伸縮しないための伸縮防止装置
  - エ 屈折はしごの最大起立角及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
  - オ 屈折はしごの最大屈折角及び最小屈折角付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
  - カ 屈折はしごの全伸長及び全短縮付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
  - キ 屈折はしごの旋回中障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
  - ク 他力によって屈折はしごが回転しないための屈折はしご旋回防止装置
  - ケ 屈折はしごが使用限界に達した場合の屈折はしごの運動を自動的に停止させる装置
  - コ 屈折はしごの傾斜角が2度以上になった場合の屈折はしごの作動を自動的に停止させる装置
    - ただし、屈折はしご装置の操作前又は操作中に自動的に傾斜角の矯正ができる構造のものにあつては、この限りでない。
  - サ 緊急時の場合において、屈折はしごの運動をすみやかに停止させる装置
  - シ 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための装置
- (13) 屈折はしごは5度以上の傾斜地でも使用できること。
- (14) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の各操作は、作動速度の調整ができ、誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。  
また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各作動が相互に影響しないものであること。
- (15) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及び屈折はしごの基底部において自由に行うことができ、基底部における操作が優先するものであること。
- (16) バスケットは次によるものであること。
  - ア 使用範囲において、平行装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。
  - イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが、90cm以上であること。
  - ウ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。
  - エ バスケット上と屈折はしごの基底部との連絡ができる装置を設けてあること。
- (17) 屈折はしごの基底部には、必要な照明灯が装置してあること。
- (18) 油圧配管等は、設計値の1.5倍の油圧又は設計圧に5MPaを加えた油圧に対して、

き裂、破損及び油漏れがないものであること。

(19) 屈折はしごには、次の計器が装置してあること。

- ア 傾斜角度計
- イ 水準器
- ウ 使用時間計
- エ 風速計

(20) 屈折はしご付消防ポンプ自動車には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示してあること。

- ア 製造に関する銘板
- イ 主要諸元に関する銘板
- ウ 操作に関する銘板
- エ 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板

## 6 災害対応特殊高発泡車の規格

(1) 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

(2) シャシーは、ホイールベース4 m以上とし、エンジン出力は85kw (115ps) 以上であること。

(3) 乗車定員は、6名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。

(4) 高発泡発生装置として固定式装置を搭載してあること。

高発泡原液と水との混合方式はラインプロポーショナー方式とし、原液及び混合液の流動する部分は腐食し難い材料で作られ、又は腐食に耐えうるように被覆されているものであり、かつ、洗浄が容易にできるものであること。

(5) 固定式装置は、口径900mm以上、長さ10mの送泡管1本を使用し、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）第2条第5号に定める泡水溶液により発泡した場合に、次に掲げる性能を有するものであること。

混合液吐出量	約400 ℓ /min
スプレーヘッド元圧	約0.1MPa
発泡倍率	500倍以上
泡吐出量	200m <sup>3</sup> /min以上

(6) 高発泡原液槽は、板厚3 mm以上のステンレス鋼板（日本工業規格SUS316）で作られた容量300 ℓ以上の密閉型とし、内部に防波板を設けてあること。

(7) 高発泡原液槽には補給口、底部に廃液口を設け、液漏れがなく、内部の清掃に便利な構造であること。

(8) 65mmボールコック付の中継吸口が設けてあること。

(9) 高発泡装置の運転停止時において高発泡装置及び配管の一切から排水できるドレーンコックを取り付けてあること。

(10) ボデーは鋼板製とし、走行による振動等に十分耐えるよう堅固な構造であること。

(11) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。

(12) 附属品を安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装置を備えてあること。

(13) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア	連成計	
イ	風量指示計	
ウ	スプレーヘッド圧力計	
エ	高発泡原液量計	
オ	赤色警光灯	
カ	電子サイレン	
キ	後退警報器	
ク	発動発電機及び投光器 (200V/100V)	一式
ケ	ロープ	30m
コ	金属二連ばしご	1
サ	消防用ホース	5
シ	送泡管 (口径900mm以上、10mリング入)	1
ス	送泡管 (口径900mm、10m両端リング入)	5
セ	送泡管 (口径1,200mm×900mmレギュレーター)	1
ソ	中継用媒介金具	1
タ	とび口	1
チ	おの	1
ツ	自動車用消火器 (ABC粉末6kg入)	1
テ	車輪止	2

(14) 送泡管の材質は、耐熱性のものであり、取扱いに簡便な構造であること。

(15) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア	照明灯
イ	標識灯
ウ	作業灯
エ	電動サイレン
オ	キャブチルト装置
カ	オイルパンヒーター
キ	スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ

## 7 災害対応特殊屈折放水塔車の規格

(1) 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車として

承認が得られるものであること。

(2) シャシーは、ホイールベース4m以上とし、エンジン出力88kw(120ps)以上とし、乗車定員は3名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。

(3) 屈折放水塔は、関節をもって組み合わされた上部ブーム、下部ブーム及び上部ブームの先端部に取り付けられた放水銃により構成してあること。

(4) 屈折放水塔の起倒、屈伸及び回転の運動は、自動車機関の動力またはこれによる油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動ができるものであること。

(5) 屈折放水塔の起倒、屈伸及び回転の操作は、下部ブームの基底部において自由に行うことができるものであること。

(6) 屈折放水塔は最大張出長10m以上、最大地上高15m以上の範囲で自由に運動できるものであること。

(7) 放水銃は、棒状放水及び噴霧放水ができる構造であり、かつ、3,000ℓ/min以上の放水能力を有しているものであること。

(8) 放水銃の起伏、旋回の運動並びに棒状放水及び噴霧放水を遠隔操作によって行うことができるとともに、ノズル旋回及び起伏角は左右45度以上、上部ブームの延長線に対して俯角0度から120度以上の範囲内であること。

(9) 放水銃の付近に破壊装置及び自衛噴霧装置を備えてあること。

(10) ボールコック付65mmの中継吸口が設けてあること。

(11) 次に掲げる安全装置が設けてあること。

ア 屈折放水塔の伸長中障害物に突き当たった場合の屈折放水塔の自動停止装置

イ 油圧パイプ等が破損した場合において、油圧ジャッキがその支持機能を失わないための油圧ジャッキの安全装置

(12) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。

(13) 附属品を安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装置を備えてあること。

(14) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 赤色警光灯

イ 電子サイレン

ウ 後退警報器

エ 管そう

オ 自動車用消火器（ABC粉末6kg入） 1

カ 車輪止 2

(15) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 照明灯

- イ 標識灯
- ウ 作業灯
- エ 電動サイレン
- オ キャブチルト装置
- カ オイルパンヒーター
- キ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- ク その他必要な附属品

#### 第14 特殊災害対応自動車の規格

NBC災害等が発生した場合に迅速・的確な救助、救急活動を実施するため、陽圧機能により汚染された外気が車両内に進入しない構造を有し、放射性物質、生物剤、化学剤等の有害物質の特定に必要な分析機器等を装備し、かつ、救助活動に必要な資機材等を装備したもの、又は耐熱性を有し、大規模災害により走り難くなった不整地路面でも走行できるものであって、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集・伝達等の活動ができるものであり、その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

#### 第15 ヘリコプター消火用タンク

消防庁長官が要望の規格について検討し認めるもの。

#### 第16 救助消防ヘリコプターの規格

人命救助のために用いるものについて消防庁長官が要望の規格を検討し認めるもの。

#### 第17 救助消防ヘリコプターテレビ電送システムの規格

ヘリコプターテレビ電送システムは、次の掲げる装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

装置名	規 格
機上設備	カメラ、送信装置等からなるヘリコプターの機上に装備して用いるテレビ電送システムの一部であり、その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。
地上設備	地上においてヘリコプターから送信された画像情報を受信する設備であり、その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

## 第18 ヘリコプター高度化資機材の規格

ヘリコプター高度化資機材は、次の掲げる装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

装 置 名	規 格
ヘリコプター位置情報システム	機上装置として人工衛星を用いた測位システム等を用いることにより、ヘリコプターの緯度、経度、高度等（以下、位置情報という）を把握し、その情報をヘリコプターテレビの映像情報と同時に電送することができるもの。 その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。
赤 外 線 カ メ ラ	物体が放射する赤外線を検出することにより、夜間撮影を行うことができるもの。 その他の規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

## 第19 救助工作車の規格

救助工作車Ⅲ型及びⅡ型の規格は、次の各号によらなければならない。

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 最大積載量は、3.0t以上とし、乗車定員は、5名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 シャシーは、ホイールベース2.8m以上、エンジン出力は74kw（100ps）以上であること。
- 4 四輪駆動であること。
- 5 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所等の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- 6 ボデーは、鋼板製とし、走行による振動等に十分に耐える構造であること。
- 7 Ⅲ型については救助用資機材及び高度救助用資機材を、Ⅱ型については救助資機材をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることのできる堅固な固定装置を備えてあること。
- 8 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 赤色警光灯

- (2) 電子サイレン
- (3) 後退警報器
- (4) 最大引張力がⅢ型は前方向 5 t 以上、後方向 5 t 以上の前後引きウインチ（ただし、積載重量等との関係で取付不能の場合は、前方向 5 t 以上のウインチ）とし、Ⅱ型は前方向 5 t 以上のウインチとする。
- (5) 吊上げ能力 2.9 t 以上のクレーン
- (6) 屋上自動上昇式発電照明灯（ただし、Ⅲ型は積載重量等との関係で取付不能の場合は、地上 3 m 以上の高さから周囲を照らすことのできる照明灯とし、Ⅱ型は屋上上昇式発電照明灯とする。）
- (7) 標識灯
- (8) 自動車用消火器 1
- (9) 車輪止 2

9 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

- (1) 電動サイレン
- (2) タイヤチェーン
- (3) キャブチルト装置
- (4) オイルパンヒーター
- (5) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- (6) 車外無線送話機取出口
- (7) その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

## 第20 救助用資機材の規格

救助用資機材は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年自治省令第22号）に掲げる救助器具等（テロ対策用特殊救助資機材を除く。）のうち、補助事業者が選択するものをもって構成され、救助工作車Ⅲ型又はⅡ型に装備されるものであること。

## 第21 テロ対策用特殊救助資機材

テロ対策用特殊救助資機材は、「救助隊の編成、装備及び配置等の基準を定める省令」（昭和61年自治省令第22号）別表第1に掲げる救助器具等のうち、陽圧式化学防護服、生物剤検知器、除染シャワー、除染剤散布器から補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

## 第22 高度救助用資機材の規格

高度救助用資機材は、次表に掲げる救助器具等をもって構成するものとする。

品名	規格
----	----

画像探索機Ⅰ型	先端ＣＣＤカメラ又は光ファイバーを使用し、マイク、照明装置及び温度センサーを備え、ガス採取及びエア送気が可能な軟性蛇管式の探索機
画像探索機Ⅱ型	先端ＣＣＤカメラを使用し、マイク及び照明装置を備えた硬性伸縮式の探索機又は光ファイバー使用し、照明装置を備えた軟性蛇管式の探索機
地中音響探知機	音声及び反応音による探知装置
熱画像直視装置	赤外線による生体覚知装置
夜間用暗視装置	光増幅による暗視装置

注 表中の救助器具等は、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができる。

### 第23 高度探査装置の規格

高度探査装置は、次に掲げる探査装置をもって構成するものとする。ただし、すでに整備済みの探査装置にあつては除くことができるものとする。

品 名	規 格
高度探査装置	電磁波による生体を探査する装置
二酸化炭素探査装置	生体が呼出する呼吸中の二酸化炭素を高感度で検出する装置
水中探査装置	水中誘導可能な広角レンズ付高感度カラーテレビ型の探査装置

### 第24 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の規格

1 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材は、次に掲げる装備の整備事業のうち補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

- (1) 災害対応特殊救急自動車
- (2) 高度救命処置用資機材

2 災害対応特殊救急自動車は、次によるものであること。

- (1) 「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）第9条に定める要件に適合するものであること。
- (2) 四輪駆動であること。
- (3) 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
- (4) 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有す

- るものであること。
- (5) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
- (6) 傷病者を収容する部分の規格は、次のものであること。  
 ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高は、実施基準第11条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- (7) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (8) 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- (9) 資機材に必要な電気容量を確保できるものであること。
- (10) 緩衝装置は、資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- (11) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (12) サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- (13) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- (14) ストレッチャー積載架台は次の機能を有するものであること。  
 ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。  
 イ 左右にスライドできるものであること。
- (15) ベッドの頭部側に、座席を有するものであること。
- (16) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

品名	数量	備考
メインストレッチャー	1台	
サブストレッチャー	1台	
電子サイレン	1個	
赤色警光灯	2個	
酸素呼吸器	1式	酸素ボンベ2本・マスク2個・延長ゴム管バルブ用金具等を含む
人工呼吸器	1式	マスク大小各2個を含む
吸引器	1個	

エアーウェイ	1 個	大小各 2 個
開口器	1 個	
消火器	1 本	

(17) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 電子サイレン以外のサイレン

イ 地域の特殊性により特に必要と認められるもの

3 高度救命処置用資機材は、次に掲げる資機材（多機能一体型のものを含む。）のうち補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

(1) 気道確保用資機材一式（ラリングアルマスク他）

(2) 自動体外式除細動器（二相波形式）

(3) 輸液用資機材一式

(4) 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

(5) 心電計及び心電図伝送装置

(6) 心電図受信装置

(7) 自動車電話（秘話機能を有するもの）

(8) ファクシミリ

## 第25 支援車の規格

### 1 支援車 I 型の規格

(1) 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。

(2) 最大積載量は、3.0t 以上とし、乗車定員は、2 名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。

(3) 四輪駆動であること。

(4) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

(5) 援助隊用支援資機材等をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該資機材を積み降ろしすることのできる棚や必要な固定装置を備えていること。

(6) LP ガスボンベ20kg 以上を安全に積載できるとともに、LP ガスによる給湯・厨房（シンク 1、ガスコンロ 1）・温水シャワー設備を備えること。

(7) ボンベからの配管は、振動に耐え得る構造であること。

(8) 500ℓ以上の水槽を備えること。なお、水槽は、振動、衝撃等により損傷等を生

- じないように設けることとし、水圧に対して変形及び水漏れのない構造であること。
- (9) 水槽内部は、非常用飲料水としても用いることが適当と認められる防食加工を施し必要により有効な防波板を設けるとともに清掃に便利な構造であること。
- (10) 水槽には、補給口、排水口及び水量計を設けること。
- (11) 水槽からのシャワー・給湯・厨房設備への配管は、振動に耐え得る構造であること。
- (12) 水槽と同量以上の汚水槽を備えること。汚水槽等の構造等は、第8号から第11号に準ずるものとする。
- (13) トイレを備えることとし、排泄物を固形化又は燃焼し廃棄処理するのに便利な構造のものとする。ただし、これらの設備を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (14) 車両内部に4名以上が休憩できるイス及びテーブルを設けること。
- (15) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所等の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (16) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
- |           |   |
|-----------|---|
| ア 赤色警光灯   |   |
| イ 電子サイレン  |   |
| ウ 照明灯     |   |
| エ 後退警報器   |   |
| オ 標識灯     |   |
| カ 自動車用消火器 | 1 |
| キ 車輪止     | 2 |
- (17) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| ア 電動サイレン                      |  |
| イ タイヤチェーン                     |  |
| ウ オイルパンヒーター                   |  |
| エ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ   |  |
| オ 車外無線送話機取出口                  |  |
| カ その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置 |  |
- 2 支援車Ⅱ型の規格
- 支援車Ⅱ型の規格は、1支援車Ⅰ型の規格(1)、(3)、(4)、(15)、(16)及び(17)によるほか、次によらなければならない。
- (1) コンテナを含めた最大積載量は、4.0t以上とし、乗車定員は、2名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) 車両又はコンテナに、コンテナを安全かつ迅速に車両に積載することができる脱着装置を備えること。

- (3) 走行時においても積載したコンテナが動揺、脱落しないよう固定する装置を備えること。
- (4) 資機材搬送用コンテナを2以上有すること。ただし、そのうち1つを平ボデーコンテナとすることができる。
- (5) 資機材搬送用コンテナのうち、箱型のコンテナは、資機材等をその機能を損なうことなく安全かつ確実に収納できるとともに、容易に当該資機材を積み降ろしすることのできる棚や必要な固定装置を備えていること。

## 第26 援助隊用支援資機材等の規格

援助隊用支援資機材等は、次表に掲げるもののうち補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

品 名	規 格
エアーテント 折り畳み式ベッド 折り畳み式テーブル 折り畳み式イス 寝袋 ストープ 簡易トイレ その他必要な資機材	20 m <sup>2</sup> 以上、展張用送風機付き 2段式

表中の資機材等は、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができる。

## 第27 消防救急デジタル無線設備の規格

### 1 設備の基本条件等

#### (1) 目的

消防救急デジタル無線設備は、消防救急活動において、音声通信や活動に必要な各種データの収集・伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保するため整備するものであること。

#### (2) 適用法規等

本設備に使用する無線設備については、電波法及び同法関係規則等に規定する条件に適合するデジタル通信方式によるものであること。

#### (3) 環境条件

消防救急デジタル無線設備における使用環境の特質（温度、湿度、風速、振動及び衝撃等）を加味した条件下で、異常なく機能するものであること。

(4) 材料等の品質等

無線機の材料及び部品は日本工業規格に定める通信機用又はこれと同等以上の品質及び性能のものであること。

(5) 基地局無線設備

車載無線機及び携帯無線機との間で各種通信を行うものであること。

ア 回線制御装置

基地局無線設備の通信回線を統括して制御するものであること。

イ 遠隔制御装置

送受信設備を遠隔で制御するものであること。

ウ 空中線共用器

送信波の合成及び受信波の分配を行うものであること。

エ 共通波設備

デジタル共通用の周波数の送信及び受信を行うものであること。

オ 活動波設備

デジタル消防・救急業務用の周波数の送信及び受信を行うものであること。

(6) 車載無線機

基地局無線設備との間、携帯無線機との間又は車載無線機相互間で各種通信を行うものであること。

(7) 携帯無線機

基地局無線設備との間、車載無線機との間又は携帯無線機相互間で各種通信を行うものであること。

2 その他の規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し認めるものであること。

## 第28 画像伝送システム（設備分）の規格

### 1 設備の基本条件等

#### (1) 適用法規

次の法令・規格等に準拠すること。

ア 電波法（昭和25年法律第131号）及び同法関係規則等

イ 地域衛星通信ネットワーク基本設計書（財団法人自治体衛星通信機構）

#### (2) 温湿度条件

- |         |           |            |
|---------|-----------|------------|
| ・周囲温度   | 屋内0℃～40℃* | 屋外-20℃～50℃ |
| ・周辺相対湿度 | 屋内10%～90% | 屋外0%～100%  |

※通常運用温度を25℃とする。

2 画像伝送システム（設備分）は、次に掲げる設備の全部又は一部をもって構成されるものであること。

#### (1) 可搬型画像伝送システム

#### (2) 情報広域配信車両

3 可搬型画像伝送システムは、次に掲げる装置の全部又は一部をもって構成されるも

のであり、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

- (1) 可搬型衛星地球局
- (2) 可搬型ヘリコプターテレビ受信装置
- (3) デジタル処理装置

4 情報広域配信車両は、次に掲げる装置を配備した車両であり、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

- (1) 衛星車載局装置
- (2) 可搬型ヘリコプターテレビ受信装置
- (3) 衛星データ放送受信局装置
- (4) 映像情報収集装置
- (5) 情報処理装置

## 第29 消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

### 1 消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

消防ポンプ自動車（原子力分）の規格は基準額告示、第6化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格第1号から第4号まで及び第20号並びに第13の1災害対応特殊消防ポンプ自動車の規格(1)から(7)まで及び(10)から(13)までによるほか、次によらなければならない。

ホース延長用資機材を積載するものにあつては、ホース延長用資機材の車体への固定は安全確実で、かつ、迅速に取付け、取り外しができるものであること。

### 2 水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格は、基準額告示、第13の2災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格（(6)を除く。）及び前号消防ポンプ自動車（原子力分）の規格によらなければならない。

### 3 化学消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

#### (1) 化学消防ポンプ自動車（原子力分。大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格

化学消防ポンプ自動車（原子力分）のうち、大Ⅰ型及び大Ⅱ型以外の化学消防ポンプ自動車（原子力分）の規格は、基準額告示及び第13の3(1)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格（カを除く。）によらなければならない。

#### (2) 化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型（原子力分）の規格

化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型（原子力分）の規格は、基準額告示及び第13の3(2)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格（第13の3(1)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格カを除く。）によらなければならない。

#### (3) 化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型（原子力分）の規格

化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型（原子力分）の規格は、基準額告示及び第13の3(3)災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格（第13の3(1)災害対応特殊

化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格を除く。）によらなければならない。

4 はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格は、基準額告示及び第13の4災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格（(27)を除く。）によらなければならない。

5 屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格

屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）の規格は、基準額告示及び第13の5災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格（第13の4災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の規格(27)を除く。）によらなければならない。

第30 救急業務高度化資機材緊急整備事業（原子力分）の規格

1 救急業務高度化資機材緊急整備事業（原子力分）は、次に掲げる装備の整備事業のうち補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

(1) 高規格救急自動車

(2) 高度救命処置用資機材

2 高規格救急自動車は、次によるものであること。

(1) 「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）第9条に定める要件に適合するものであること。

(2) 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。

(3) 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。

(4) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること

(5) 傷病者を収容する部分の規格は、次のものであること。

ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高は、実施基準第11条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。

(6) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。

(7) 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。

(8) 資機材に必要な電気容量を確保できるものであること。

(9) 緩衝装置は、資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。

(10) 十分な冷暖房機能を有すること。

(11) サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。

(12) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。

(13) ストレッチャー積載架台は次の機能を有するものであること。

ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。

- イ 左右にスライドできるものであること。
- (14) ベッドの頭部側に、座席を有するものであること。
- (15) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

品 名	数 量	備 考
メインストレッチャー	1 台	
サブストレッチャー	1 台	
電子サイレン	1 個	
赤色警光灯	2 個	
酸素呼吸器	1 式	酸素ボンベ 2 本・マスク 2 個・延長ゴム管バルブ用金具等を含む
人工呼吸器	1 式	マスク大小各 2 個を含む
吸引器	1 個	
エアーウェイ	1 個	大小各 2 個
開口器	1 個	
消火器	1 本	

- (16) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 電子サイレン以外のサイレン

イ 地域の特殊性により特に必要と認められるもの

- 3 高度救命処置用資機材は、次に掲げる資機材（多機能一体型のものを含む。）のうち補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

- (1) 気道確保用資機材一式（ラリングアルマスク他）
- (2) 自動体外式除細動器（二相波形式）
- (3) 輸液用資機材一式
- (4) 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- (5) 心電計及び心電図伝送装置

- (6) 心電図受信装置
- (7) 自動車電話（秘話機能を有するもの）
- (8) ファクシミリ

### 第31 高機能情報通信対応防災無線通信設備の規格

#### 1 設備の基本条件等

##### (1) 目的

高機能情報通信対応防災無線通信設備は、市町村とその出先機関、当該市町村の集落等との間において、災害情報の収集・伝達、気象予警報の伝達等について迅速かつ的確な通信連絡を確保するため整備するものであること。

##### (2) 適用法規等

本設備に使用する無線設備については、電波法及び同法関係規則等に規定する条件に適合するものであること。

##### (3) 環境条件

本設備に使用する設備のうち、屋外又は車内に設置するものにあつては、設置環境が周囲温度 $-20^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$ （ただし筐体内温度は $-10^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$ とする）、 $+35^{\circ}\text{C}$ における周囲相対湿度95%、最大瞬間風速60m/sとなる場合を、屋内に設置するものにあつては、設置環境が周囲温度 $0^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ 、 $+25^{\circ}\text{C}$ における周囲相対湿度95%となる場合を想定し、かつ、耐震性についても十分考慮する等それぞれの設置場所における特質を加味した条件下で、異常なく機能するものであること。

##### (4) 空中線設備

ア 空中線及び鉄塔の耐震度は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条の規定に準拠したものであること。

イ 屋外に設置する場合には、防錆処理を施したものであること。

##### (5) 中継局無線設備

ア 送受信装置は、現用・予備方式であつて、非常時には切り替えが自動的に行われるものであること。

イ 障害が発生した場合には警報表示を行うことができるものであること。

#### 2 同報無線設備

##### (1) 固定局無線設備

ア 固定局無線設備は、次の機能の全部又は一部を有するものであること。

- (ア) 無線機能
- (イ) 統制機能
- (ウ) 監視制御機能
- (エ) 送出機能
- (オ) プログラム放送機能
- (カ) 地図表示機能
- (キ) 記録機能

- (ク) 同報用受信設備に対して音声情報、映像情報、文字情報等を送信する機能
  - (ケ) 同報用受信設備に対して同時に複数の情報を送信する機能
  - (コ) 双方向通信機能を有する同報用受信設備を制御することにより、同報用受信設備から音声情報、映像情報、文字情報等を受信する機能
  - (カ) 情報処理機能
  - (シ) 外部情報処理装置と接続する機能
- イ 災害時等における緊急重要通信の優先疎通を効率的に行うため、同報用受信設備に対し一斉指令等の機能を有するものであること。

## (2) 同報用受信設備

ア 同報用受信設備は次の機能の全部又は一部を備えるものであること。

- (ア) アンサーバック機能
- (イ) 音声情報、映像情報、文字情報等を受信する機能
- (ウ) 固定局無線設備に音声情報、映像情報、文字情報等を送信する機能
- (エ) 受信した映像情報、文字情報等をディスプレイ等に表示する機能
- (オ) 情報処理機能
- (カ) 外部の情報処理装置と接続する機能

イ 屋外拡声方式のものについては、そのサービスエリア内で個別に拡声通報し得る増幅機能を有するものであること。

## (3) テレメータ設備

ア 監視装置

観測データを迅速・的確に収集する機能を有するものであること。

イ データ伝送装置

計測量数は3量以上とし、計測装置から送出されたデータを無線装置等により良好に伝送することができる機能を有するものであること。

ウ 計測装置

計測誤差が少なく、筐体部は防錆処理を施したものであること。

## (4) 監視カメラ設備

ア 監視装置

映像情報を迅速・的確に収集する機能を有するものであること。

イ 監視カメラ

観測のために十分な映像を撮影することができ、筐体部は防錆処理を施したものであること。

ウ 映像伝送装置

監視カメラから送出された映像情報を無線装置等により監視装置に伝送する機能を有すること。

## 3 地域防災無線設備

### (1) 基地局無線設備

移動局無線設備に対する通信統制ができるものであり、次の機能の全部又は一部

を備えるものであること。

ア 遠隔制御機能

イ 情報処理機能

ウ 外部情報処理装置と接続する機能

(2) 移動局無線設備

移動局無線設備は、車載型無線機、可搬型無線機、半固定型無線機及び携帯型無線機の全部又は一部で構成されるものとし、半固定型無線機については災害時における機動性を考慮し、可搬型無線機としての機能を有するものであること。

4 その他の規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し認めるものであること。

別表第5

第1 消防ポンプ自動車の規格

1 消防ポンプ自動車の規格

消防ポンプ自動車の規格は基準額告示によるほか、次によらなければならない。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (2) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- (3) 艤装材料は、次に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用してあること。

部 品 名		材 料
ポ ン プ	羽 根 車	日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。） H 5111（青銅鋳物）
	ポ ン プ ケ ー ス	日本工業規格 H 5111（青銅鋳物） 日本工業規格 G 5501（ねずみ鋳鉄品） 日本工業規格 H 5202（アルミニウム合金鋳物）
	ポ ン プ 軸	日本工業規格 G 4303（ステンレス鋼棒） 日本工業規格 G 4102（ニッケルクロム鋼鋼材）
	真 空 ポ ン プ	日本工業規格 H 5111（青銅鋳物）
	真 空 ポ ン プ 軸	日本工業規格 G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
	重 要 動 力 伝 導 軸	日本工業規格 G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
	重 要 動 力 伝 導 歯 車	日本工業規格 G 4052（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼））
	吸 ・ 吐 水 用 配 管	日本工業規格 G 5501（ねずみ鋳鉄品） 日本工業規格 G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
	ホ ー ス の 結 合 用 ネ ジ 部	日本工業規格 H 5111（青銅鋳物）
	車 の 構 成 材	日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）
注 通水内面には防しよく処置を施すこと。（ただし、銅及び銅合金部分を除く。）		

- (4) ポンプ性能は、駆動エンジンが工率74kw（100ps）以上のものにあつてはA2級以上、駆動エンジンが工率74kw（100ps）未満のものにあつてはB1級以上であること。

- (5) ボールコック付75mm（A 1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm）の吸水口が設けられ、吸水口には75mm（A 1級ポンプを装備するものにあつては75mm又は90mm）エルボが取り付けられていること。
- (6) ボールコック付65mmの放水口及び中継吸口が設けられていること。
- (7) 艀装材料の厚さは次によるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものとし、フロアステップ、バンパー上部、リヤーフエンダー上部及びその他必要とする部分はしま板であること。
- ア 側板 I型1.6mm以上 II型2.0mm以上
- イ サイドエプロン 1.2mm以上
- ウ フェンダー 1.0mm以上
- エ ホースカー昇降用レール 4.5mm以上
- (8) 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。
- (9) 乗車定員は5名以上とし、安全に乗車できる座席を設けられていること。
- (10) 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けられていること。
- (11) 消防専用電話装置（電波法（昭和25年法律第131号）の型式検定に合格したもの又は無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の基準に適合するものに限る。以下同じ。）を備えていること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (12) ホース延長用資機材を積載するものにあつては、ホース延長用資機材の車体への固定は安全確実で、かつ、迅速に取り付け、取り外しができるものであること。
- (13) 資機材及び器具の収納に必要な格納箱等を設けられていること。
- (14) 蓄電池の容量は、12V-100AH又は24V-100AH以上であること。
- (15) 取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。
- ア ポンプ圧力計
- イ ポンプ連成計
- ウ エンジン回転計
- エ エンジン油温計
- オ 赤色警光灯
- カ 電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。以下同じ。）
- キ 照明灯
- ク 後退警報器
- ケ 標識灯
- (16) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。
- ア 電動サイレン

- イ 真空計
- ウ ポンプ回転計
- エ 流量計
- オ 積算流量計
- カ キャブチルト装置
- キ オイルパンヒーター
- ク ポンプアンダーカバー
- ケ 不凍液注入装置
- コ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- サ 作業灯
- シ 車外無線送話器取出口
- ス 放水銃
- セ その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

(17) 積載品及び附属品は別表第6によることとし、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅固な装備を備えてあること。

## 2 水槽付消防ポンプ自動車の規格

水槽付消防ポンプ自動車の規格は、基準額告示並びに前1消防ポンプ自動車の規格によるほか、次によらなければならない。

(1) 水槽の艀装材料の厚さは次によるものであること。

- ア 側板 4.0mm以上
- イ 底部 6.0mm以上
- ウ 上部 4.5mm以上。ただし、上部を通路とするものにあってはしま板であること。

(2) 水槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れの無い構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効に防波板を設けてあること。

(3) 水槽内部は清掃、塗替等に便利な構造であること。

(4) 水槽にはオーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。

(5) 水槽は、ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。

(6) 軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

- ア ブースタリール
- イ 水タンクヒーター
- ウ ローラージャッキ
- エ 自衛噴霧装置

## 3 化学消防ポンプ自動車の規格

(1) 化学消防ポンプ自動車（大Ⅰ型及び大Ⅱ型を除く。）の規格

化学消防ポンプ自動車のうち、大Ⅰ型及び大Ⅱ型以外の化学消防ポンプ自動車の規格は、基準額告示並びに1消防ポンプ自動車の規格(1)から(5)まで、(7)アからウまで、(8)から(11)まで、(13)から(16)シまで、(16)セ及び(17)並びに2水槽付消防ポンプ自動車の規格(1)から(6)ウまでによるほか、次によらなければならない。

ア 65mm (A1級ポンプを装備するものにあつては65mm又は75mm)放水口及び65mm中継吸口が設けられ、それぞれボールコック付であること。

イ 泡消火薬液槽は、振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、薬液槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。

ウ 泡消火薬液槽は、板厚3mm以上のステンレス鋼板(日本工業規格SUS316)又は同等以上の材料で造られた密閉型で、必要に応じ内部に完全な間仕切りを設けるものとし、泡消火薬液が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス(日本工業規格SUS304)又は同等以上の材料とし、その他の配管の部分及び接手、弁等並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るよう被覆してあること。

エ 泡消火薬液槽は内部の清掃に便利な構造であること。

オ 泡消火薬液槽には、泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取出口及び液量計を設け、底部に廃液口を設けてあること。

カ 泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあつては手動でも操作できる構造であること。

キ 泡消火薬液混合装置は洗浄が容易にできるものであること。

ク 泡消火薬液混合比例装置の性能は、最大混合能力がⅠ型、Ⅱ型及びⅢ型にあつては1,200ℓ/min以上、Ⅳ型にあつては1,600ℓ/min以上、Ⅴ型にあつては3,000ℓ/min以上であり、かつ、適正混合流量範囲はⅠ型及びⅡ型にあつては最大混合能力から500ℓ/minまでの、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型にあつては最大混合能力からその3分の1までの範囲を包含するものであること。

ケ 泡消火薬液圧送用ポンプのあるものにあつては、当該ポンプは水ポンプが動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)第17条第1項に定める運転に耐える時間以上の時間運転に耐える性能のものであり、当該ポンプに連結する配管に安全弁を設けてあること。

コ 自衛噴霧装置が設けてあること。

## (2) 化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格

化学消防ポンプ自動車のうち、大Ⅰ型及び大Ⅱ型以外の化学消防ポンプ自動車の規格は、基準額告示並びに1消防ポンプ自動車の規格(1)から(5)まで、(7)アからウまで、(8)から(11)まで、(13)から(16)シまで、(16)セ及び(17)並びに2水槽付消防ポンプ自動車の規格(1)から(6)ウまでによるほか、次によらなければならない。

ない。

ア 吸水口は100mmボールコック、90度吸口エルボ付とし、1ヶずつ車両両側に設け、呼水装置が設けてあること。

イ 呼水装置は吸水高3mの状態において吸水量が1.5m<sup>3</sup>/minのときバルブを全開しても落水せず、90秒以内に揚水を完了できること。

ウ 中継吸口は75mmボールコック付とし、1ヶずつ車両両側に設けること。

エ 泡消火薬液吸液口は65mmボールコック付とし、1ヶずつ車両両側に設けること。

オ 放水口は65mmとし、3ヶずつポンプ部両側に設けること。

カ 泡消火薬剤槽は振動衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ0.03MPaの水圧に対して変形及び液漏れを生じない構造とし、薬液槽内部に必要に応じ有効な防波板を設けてあること。

キ 泡消火薬剤が流動する部分及び泡消火剤混合液が流動し、洗浄が容易でない部分の配管、接手及び弁等はステンレス（SUS316）又は他の腐食に耐えるように被覆されていること。

ク 自衛噴霧装置が車体の左右にそれぞれ3口ずつ設けられていること。

ケ 補助座席等を含めて5名以上の乗車が可能であること。

コ 取付品及び取付装置は1消防ポンプ自動車の規格(15)（(キ)を除く。）によるほか次によること。

移動投光機（200W/100V）

### (3) 化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格

化学消防ポンプ自動車大Ⅱ型の規格は、基準額告示並びに1消防ポンプ自動車の規格(1)から(3)、(11)、(15)、(17)、3(1)化学消防ポンプ自動車の規格エからキまで、ケ並びに3(2)化学消防ポンプ自動車大Ⅰ型の規格イ、オ、カによるほか次によらなければならない。

ア シャシーは次によること。

(ア) エンジンは、最大出力222kw（300ps）以上のディーゼルエンジンであること。

(イ) 後機関総輪駆動方式のものであること。

(ウ) 走行中に泡放射が可能なものであること。

イ 次に掲げる走行性を有すること。

(ア) 積車状態（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第4号の積車状態をいう。以下同じ。）で瞬間発進できること。

(イ) 積車状態で平坦な舗装路面において、発進後35秒以内に80km/h以上に加速できること。

(ウ) 積車状態で平坦な舗装路面において、100秒以内に2kmを走行できること。

ウ ポンプは次によること。

水槽からの吸水により泡ターレットの泡水溶液の最大放射量及び自衛装置（噴霧ノズルを除く）の水溶液の放射量をそれぞれ同時に放射できる能力を有するものであること。

エ 泡ターレットは、次により設けられていること。

(ア) 可変ノズル付きのものであること。

(イ) 二段切換式のものであって、筒先基部圧力が 1 MPa の場合において、毎分 3,000 ℓ 以上及び最大泡水溶液放射量の 2 分の 1 の泡水溶液量の放射ができるものであること。

(ウ) 運転席上部の天蓋に設けられていること。

(エ) 運転室内からの遠隔操作及び直接手動操作が可能なものであること。

オ 泡消火薬液混合装置は、次により設けられていること。

(ア) 水ポンプで吸引及び吐出する水が泡消火薬液槽に流入しない構造であること。

(イ) 清掃が容易な構造であること。

カ 水槽は、次により設けられていること。

(ア) 次による厚さの鋼板又はこれと同等以上の引っ張り強度を有する鋼板その他の金属で造られたものであること。

① 側板 4 mm 以上 底部 6 mm 以上

② 上部 4.5 mm 以上。ただし、上部を通路とするものにあってはしま鋼板とすること。

(イ) 0.03 MPa の水圧に対して変形又は損傷しないものであること。

(ウ) 5 % 以上の塩水の噴霧試験に合格する船底塗料等により防食加工が施されていること。

(エ) オーバーフローパイプ（呼称 65 mm 以上）、補給口、排水口、水量計、マンホール及び防波板が設けられていること。

(オ) 清掃、塗替等が容易な構造であること。

キ 水槽からポンプへの給水配管は、次により設けられていること。

(ア) 内径は、ウに定める泡水溶液の放射量を放射した場合に、通過する水量に支障が生じないものであること。

(イ) 衝撃措置が講じられていること。

(ウ) コック又はバルブが設けられていること。

ク 吸水口は、90 mm ボールコック付であって、呼水装置を備え付けたものとし、車両の両側に設けられていること。

ケ 中継吸口は、65 mm ボールコック付とし、車両の両側に各 2 個設けられていること。

コ 放水口は、65 mm ボールコック付とし、車両の両側に各 2 個設けられていること。

サ 自衛装置は、次により設けられていること。

(ア) 車両の前面下部左右に、筒先下部圧力が 1 MPa の場合において、毎分 100 ℓ 以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ 1 基設けられていること。

(イ) 車両の下面前後に、筒先基部圧力が 1 MPa の場合において、毎分 50 ℓ 以上の水溶液を放射できる泡ノズルがそれぞれ 1 基設けられていること。

(ウ) 噴霧ノズルが車両の両側に各 3 個設けられていること。

シ ハンドライン装置は、次により設けられていること。

(ア) 筒先基部圧力が0.7MPaの場合において、毎分150ℓ以上の泡水溶液を放射できるものであること。

(イ) ノズルは、可変ノズルであること。

(ウ) ホースは、内径が25mm、長さが30mのものであること。

ス 車両の両側にそれぞれ3本以上の消防用ホース（呼称65）を収納できる収納箱が設けられていること。

セ ポンプ室は次により設けられていること。

(ア) 天井板及び側板により区画されていること。

(イ) 吸・放水コックの補修に必要な箇所の取り外しができるものであること。

(ウ) 上部はできるだけ大きく開放でき取り外しも可能であって、手すりを設け器具を積載できるようになっていること。

ソ 車両側板の切り口は、折り曲げる等負傷を防止できる措置が講じられていること。

タ 座席は、運転者を含め5名以上が着席できるものであること。

チ 燃料タンクは、容量が動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第16条のA1級の規格放水性能において2時間以上使用できるものであって、給油が側面又は上面にて行えるものであること。

ツ 蓄電池の容量は、20時間率で150A以上であること。

#### 4 はしご付消防ポンプ自動車の規格

はしご付消防ポンプ自動車の規格は、基準額告示並びに1消防ポンプ自動車の規格(1)から(6)まで、(8)から(11)まで、(13)から(16)シまで、(16)セ及び(17)並びに2水槽付消防ポンプ自動車の規格(6)ウ及びエによるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について、一部これによらないことができる。

(1) はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

(2) シャシーは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置を装備してあること。

(3) はしご装置は、整備しやすい構造であること。

(4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。

(5) はしごの起伏、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は専用の内燃機関の動力による油圧を持つて行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。

(6) はしごの最大起立角は、80度以下であること。

(7) 使用範囲のいかなる位置においても、はしごに次に掲げる荷重を加えた場合、はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。

ア はしごの先端に1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、伸縮及び旋回を

行う場合

イ はしごの先端支持のできるものにあつては、全伸長状態で先端を支持し、はしご長さ4m毎に900Nの荷重を加えた場合

ウ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

エ 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{昇降機の床面積}}{0.25\text{m}^2} \times 900\text{N} \times 1.5$$

(8) はしご装置の構造部分の材料は、次に掲げる鋼材又はこれと同等以上の機械的性質を有するものであること。ただし、強度計算において対象とならない部分及び機械部分を除く。

日本工業規格 G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3104 (リベット用丸鋼)

日本工業規格 G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)

日本工業規格 G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3445 (機械構造用炭素鋼鋼管)

日本工業規格 G 3466 (一般構造用角形鋼管)

(9) はしごの構造部分の安全率及び車両の安定度は、自重、積載荷重、起伏慣性力、旋回慣性力、風荷重及び放水反動力を考慮に入れ、安全率1.7以上、安定度1.3以上であること。また、ローラーチェーン及びリーフチェーンは4以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダ類は3.5以上、ホース、チューブ類は3以上の安全率を有していること。

(10) はしごの主骨間隔は、40cm以上、横棧間隔は40cm以下、手すりの高さは20cm以上であり、横棧の踏み面は滑り止めを施してあること。

(11) 車両支持装置の接地圧は、0.8MPa以下であり、その接地部分は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

(12) 車両支持装置の張り出し距離に応じて、はしごの使用範囲を設定できる構造のものにあつては、はしごの使用範囲が自動的に制御されるものであること。

(13) はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

ア 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒(アウトリガー装置付にあつては、それぞれ40秒)以内

イ はしごの起立・伸長及び倒伏・短縮に要する時間は、それぞれ1分30秒(地上高33m以上のものにあつては1分50秒)以内

ウ はしごの360度の旋回に要する時間は1分20秒以内

(14) はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側のみ操作ができる構造であること。

ア 車台の安定に悪影響を及ぼすシャシー・スプリングの弾性を機械的に遮断する

## 装置

ただし、構造に必要でないものは、この限りでない。

- イ はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみはしご装置を操作できる装置
- ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及びはしごが伸縮しないための伸縮防止装置
- エ はしごの最大起立角及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
- オ はしごの全伸長及び全短縮付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置
- カ はしごの起伏中、伸長中及び旋回中のいずれかにおいて、障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置
- キ はしごが使用限界に達した場合はしごの運動を自動的に停止させる装置
- ク はしごにかかる荷重が一定限度に達した場合はしごの運動を自動的に停止させる装置
- ケ はしごの傾斜角が2度以上になった場合はしごの作動を自動的に停止させる装置

ただし、はしご装置の操作前又は操作中に自動的に傾斜角の矯正ができる構造のものにあつては、この限りでない。

- コ 走行中急ブレーキをかけた場合において、はしごが飛び出さないためのはしごの飛び出し防止装置
  - サ 昇降機がはしごの先端に達した場合、昇降機の動作を自動的に停止させる装置
  - シ 昇降機引き上げ用ワイヤーロープが切断した場合、昇降機の落下を防止する装置
  - ス 緊急時の場合において、はしごの運動をすみやかに停止させる装置  
ただし、バスケットを設けないものはこの限りでない。
  - セ はしごの背面荷重が一定限度に達した場合の警報装置
  - ソ 他力によってはしごが回転しないためのはしご旋回防止装置
  - タ 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための装置
- (15) はしごは傾斜地で使用できるように、はしごの傾斜を左右に5度以上自動的に矯正できる傾斜矯正装置が設けてあること。
- (16) はしごの起伏、伸縮及び旋回並びに昇降機の昇降の各操作は、作動速度の調整ができ、誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。  
また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各操作が相互に影響しないものであること。
- (17) はしごには、次の計器が装置してあること。

- ア 伸長計

- イ 起伏角度計
- ウ 傾斜角度計
- エ 水準器
- オ 使用時間計
- カ 風速計

(18) はしごの先端には、先端搭乗用ステップ、支えロープ取付具 2 個、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火 2 個並びに照明灯が装置してあること。

(19) はしごには、次に掲げる要件を備えた昇降装置が設けてあること。ただし、15m 級のもの及び(23)で定めるバスケット装置が設けてあるものにあつては、この限りでない。

ア 油圧によるワイヤ引き上げ方式とし、モーターの駆動により作動するものであること。

イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが120cm以上であること。

ウ 無負荷及び許容積載荷重を加えたとき、昇降に支障がなく、かつ、昇降機の速度は、昇りにあつては0.5~1.0m/secの範囲内、降りにあつては0.5~1.5m/secの範囲内であること。

エ 乗降が容易な構造であること。

オ 搭乗員の落下防止措置及び足の滑り出し防止装置が施してあること。

(20) はしごの基底部及び先端部等には必要な照明灯が装置してあること。

(21) 油圧配管等は、設計圧の1.5倍の油圧又は設計圧に5MPaを加えた油圧に対して、き裂、破損及び油漏れがないものであること。

(22) はしごには、先端部と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

(23) はしご付消防ポンプ自動車にバスケット装置を備えることが可能な構造とすることができる。この場合においては、(1)~(22)までによるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。また、バスケット装置が固定式のものである場合においては、支えロープ取付具を除き、(18)によらないことができる。

ア 起伏、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及びはしごの基底部において自由に行うことができ、基底部の操作が優先するものであること。

イ 使用範囲において、平行装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。

ウ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが90cm以上であること。

エ 脱着式のバスケットは脱着が容易であり、脱落防止の措置が施してあること。

オ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ、乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃等及び橙色の灯火 2 個並びに照明灯が装置してあること。

カ バスケット上と基底部との連絡ができる装置が設けてあること。

キ (7)エ中「昇降機」を「バスケット」と、また、(13)ウ中「1分20秒以内」を

「2分10秒以内」と読み替えるものとする。

(24) はしごはその先端部分の屈折が可能な構造とすることができる。この場合においては、前各号によるほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

ア (5)、(7)ア、(16)、(23)ア及び(26)イ中「起伏、伸縮」を「起伏、伸縮、屈折」に読み替えるものとする。

イ はしごには次に掲げる安全装置が設けてあること。また、安全装置によりはしごが自動停止した場合には、安全側にのみ操作ができる構造であること。

(ア) はしごの屈折装置の最大屈折及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置

(イ) はしごの屈折中障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置

(ウ) 屈折段が収納状態でない場合に、縮梯を自動的に停止させる装置

(エ) 屈折段が屈折可能範囲まで伸梯していない場合に、屈折を自動的に防止する装置

(オ) 屈折段が収納状態でない場合に、昇降機の昇降を自動的に停止させる装置

(25) はしご付消防ポンプ自動車には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示してあること。

ア 製造に関する銘板

イ 主要諸元に関する銘板

ウ 操作に関する銘板

エ 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板

(26) 10m級のものにあつては、(6)、(14)エからカまで、サ及びシ、(15)、(16)並びに(19)を除くほか、次によらなければならない。ただし、(14)の規定を適用する場合においては、同ケ中「2度」を「設定限度」と読み替えるものとする。

ア 5度以上の傾斜地でも使用できること。

イ はしごの起伏、伸縮又は旋回の各操作は、作動速度の調整ができ誤作動を防止するため、2動作により行う構造であること。

また、各操作は、単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各動作が相互に影響しないものであること。

## 5 屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格

屈折はしご付消防ポンプ自動車の規格は、基準額告示並びに1消防ポンプ自動車の規格(1)から(6)まで、(8)から(11)まで、(13)から(16)シまで、(16)セ及び(17)並びに2水槽付消防ポンプ自動車の規格(6)ウ及びエによるほか、次によらなければならない。ただし、ポンプ装置を装備しないものについては、ポンプ等の規格について一部これによらないことができる。

(1) 屈折はしご付消防ポンプ自動車は、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。

(2) シャシーは、強力堅ろうなもので十分な幅及び長さを有し、かつ、車両支持装置が装備してあること。

- (3) 屈折はしご装置は、整備しやすい構造であること。
- (4) 電気機器類等は、適当な防水措置が施してあること。
- (5) 屈折はしごは、関節をもって組み合わされた複数の枠組み及び枠組みの先端部に備え付けられたバスケットにより構成されたものであり、バスケットを使用範囲のいかなる位置にも移動させることができる構造であること。
- (6) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の運動は、自動車機関の動力又は他の内燃機関の動力による油圧をもって行うことができるとともに、人力又は補助動力でも同様の運動を行うことができるものであること。
- (7) 使用範囲のいかなる位置においても、バスケットに次に掲げる荷重を加えた場合、屈折はしご及び車体に支障がなく、かつ、転倒に対して安全であること。

ア 1,800N以上の許容積載荷重を加えて、起伏、屈折、伸縮（伸縮機構のあるものに限る。以下同じ。）及び旋回を行う場合

イ 許容積載荷重の1.5倍の静的な荷重を加えた場合

ウ 次式による静的な荷重を加えた場合

$$\frac{\text{バスケットの床面積}}{0.25\text{m}^2} \times 900\text{N} \times 1.5$$

- (8) 屈折はしご装置の構造部分の材料は、次に掲げる鋼材又はこれと同等以上の機械的性質を有するものであること。ただし、強度計算において対象とならない部分及び機械部分を除く。

日本工業規格 G 3101（一般構造用圧延鋼材）

日本工業規格 G 3104（リベット用丸鋼）

日本工業規格 G 3106（溶接構造用圧延鋼材）

日本工業規格 G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

日本工業規格 G 3445（機械構造用炭素鋼鋼管）

日本工業規格 G 3466（一般構造用角形鋼管）

- (9) 屈折はしごの構造部分の安全率及び車両の安定度は、自重、積載荷重、起伏慣性力、旋回慣性力、風荷重及び放水反動力を考慮に入れ、安全率1.7以上、安定度1.3以上とし、また、ローラーチェーン及びリーフチェーンは4以上、ワイヤーロープは8以上、シリンダ類は3.5以上、ホース、チューブ類は3以上の安全率を有していること

- (10) 車両支持装置の接地圧は、0.8MPa以下であり、その接地部は10度以上の傾斜地面に確実に接地できるものであること。

- (11) 屈折はしごの操作に要する時間は、次のとおりであること。ただし、人力又は補助動力による場合は、この限りでない。

ア 車両支持装置の展張及び収納に要する時間は、それぞれ30秒（アウトリガー装置付にあっては、それぞれ40秒）以内

イ 屈折はしごの収納状態から最大地上高に達するまで及び最大地上高から収納状

態に至るまでに要する時間は、それぞれ1分30秒（20m以上のものにあつては2分10秒）以内

ウ 屈折はしごの360度の旋回に要する時間は2分10秒以内

(12) 屈折はしごには、次に掲げる安全装置が設けられていること。また、安全装置により屈折はしごが自動停止した場合、安全側にのみ操作ができる構造であること。

ア 車台の安定に影響を及ぼすシャシー・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置

ただし、構造的に必要でないものは、この限りでない。

イ 屈折はしごが収納状態にある場合のみジャッキ装置が操作でき、ジャッキが設定されている場合のみ屈折はしご装置を操作できる装置

ウ 油圧パイプ等が破損した場合において、シリンダ及び屈折はしごが伸縮しないための伸縮防止装置

エ 屈折はしごの最大起立角及び収納状態付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置

オ 屈折はしごの最大屈折角及び最小屈折角付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置

カ 屈折はしごの全伸長及び全短縮付近に達した場合において、自動的に低速で停止する軟停止装置

キ 屈折はしごの旋回中障害物に突き当たった等の場合の自動停止装置

ク 他力によって屈折はしごが回転しないための屈折はしご旋回防止装置

ケ 屈折はしごが使用限界に達した場合の屈折はしごの運動を自動的に停止させる装置

コ 屈折はしごの傾斜角が2度以上になった場合の屈折はしごの作動を自動的に停止させる装置

ただし、屈折はしご装置の操作前又は操作中に自動的に傾斜角の矯正ができる構造のものにあつては、この限りではない。

サ 緊急時の場合において、屈折はしごの運動を速やかに停止させる装置

シ 走行中急ブレーキをかけた場合において、車両支持装置が飛び出さないための装置

(13) 屈折はしごは5度以上の傾斜地でも使用できること。

(14) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の各操作は、作動速度の調整ができ、誤作動を防止するため2動作により行う構造であること。

また、各操作は単独及び同時操作ができ、同時操作した場合、各作動が相互に影響しないものであること。

(15) 屈折はしごの起伏、屈折、伸縮及び旋回の操作は、バスケット上及び屈折はしごの基底部において自由に行うことができ、基底部における操作が優先するものであること。

(16) バスケットは次によるものであること。

- ア 使用範囲において、平行装置により床面を常に水平に保つことができるものであること。
  - イ 立席の床は、滑り止めを施した踏み板であり、手すりの高さが、90cm以上であること。
  - ウ 建物内への進入が容易な構造であり、かつ乗降に安全な構造であり、自衛噴霧装置、放水銃及び橙色の灯火2個並びに照明灯が装置してあること。
  - エ バスケット上と屈折はしごの基底部との連絡ができる装置を設けてあること。
- (17) 屈折はしごの基底部には、必要な照明灯が装置してあること。
- (18) 油圧配管等は、設計値の1.5倍の油圧又は設計圧に5MPaを加えた油圧に対して、き裂、破損及び油漏れがないものであること。
- (19) 屈折はしごには、次の計器が装置してあること。
- ア 傾斜角度計
  - イ 水準器
  - ウ 使用時間計
  - エ 風速計
- (20) 屈折はしご付消防ポンプ自動車には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示してあること。
- ア 製造に関する銘板
  - イ 主要諸元に関する銘板
  - ウ 操作に関する銘板
  - エ 取扱方法の概要及び注意事項に関する銘板

## 第2 小型動力ポンプ付積載車の規格

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 2 最大積載量0.5t以上2t以下で乗車定員4名以上（小型動力ポンプ積載部座席を含む。）とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手すり及び安全帯を設けてあること。
- 4 積載する小型動力ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するものに限る。以下同じ。）は、B3級又はB2級とする。
- 5 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしできるものであること。
- 6 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 赤色警光灯
  - (2) 電子サイレン
  - (3) 後退警報器

- (4) 自動車用消火器 (A B C 粉末 6 kg 入) 1
- (5) 車輪止 2
- 7 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 照明灯
  - (2) 標識灯
  - (3) 作業灯
  - (4) 電動サイレン
  - (5) 後部ボデー上部幌
  - (6) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
  - (7) はしご 1
  - (8) タイヤチェーン 一式
  - (9) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ

### 第3 小型動力ポンプ付水槽車の規格

- 1 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- 2 乗車定員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- 3 水槽容量は、次のとおりであること。
  - (1) I型にあっては 5 m<sup>3</sup>
  - (2) II型にあっては 10 m<sup>3</sup>
- 4 水槽は、一般構造用圧延鋼材 (S S) 以上の強度を有する材料で水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は、船底塗料等相当と認められる防食加工を施し、水槽内部には、有効に防波板を設けてあること。
- 5 水槽内部は、清掃、塗替等に便利な構造であること。
- 6 水槽には、オーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。
- 7 水槽には、ポンプへの補給口及び排水口が設けてあること。
- 8 小型動力ポンプ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- 9 積載する小型動力ポンプは、B 3級以上とし、II型には積載しないことができる。
- 10 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- 11 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
  - (1) 赤色警光灯
  - (2) 電子サイレン
  - (3) 後退警報器

- (4) 自動車用消火器（A B C 粉末 6 kg 入） 1
- (5) 車輪止 2
- (6) とび口（Ⅱ型で小型動力ポンプを積載しないもの） 1

12 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

- (1) 照明灯
- (2) 標識灯
- (3) 作業灯
- (4) 電動サイレン
- (5) 資機材、器具の収納に必要な格納箱等
- (6) はしご 1
- (7) タイヤチェーン 一式
- (8) スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- (9) キャブチルト装置
- (10) オイルパンヒーター
- (11) 水タンクヒーター
- (12) ローラージャッキ

#### 第4 ヘリコプターの規格

消防庁長官が要望の規格を検討し認めるもの。

#### 第5 ヘリコプターテレビ電送システムの規格

ヘリコプターテレビ電送システムは、次の掲げる装置の全部又は一部をもって構成されるものであること。

装置名	規 格
機上設備	カメラ、送信装置等からなるヘリコプターの機上に装備して用いるテレビ電送システムの一部であり、その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。
地上設備	地上においてヘリコプターから送信された画像情報を受信する設備であり、その他詳細な規格については、消防庁長官が要望の規格を検討し、認めるものであること。

#### 第6 消防団総合整備事業の規格

- 1 消防団総合整備事業は、次に掲げる設備等の整備事業のうち補助事業者が選択する

ものをもって構成されるものであること。

- (1) 消防防災用車両
  - (2) 災害防ぎょ用資機材
  - (3) 救助用資機材
  - (4) 災害活動支援資機材
  - (5) 無線機器
  - (6) 安全装備品
  - (7) 訓練用資機材
  - (8) 情報関連機器
  - (9) 視聴覚用資機材
  - (10) 消防団緊急伝達システム
  - (11) 住民避難用資機材等
  - (12) 消防団拠点施設等
  - (13) その他消防団の充実強化・活性化を促進する設備等で消防庁長官が特に必要と認められたもの
- 2 消防防災用車両は、災害時における消防団の機動力の強化を図ることを目的とした指揮広報車、消防ポンプ自動車、資材搬送車、小型動力ポンプ付積載車、消防防災用軽自動車、自動二輪車、電動自転車等であって、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合しているものであること。
- 3 災害防ぎょ用資機材は、小型動力ポンプ、ホース、小型動力ポンプ連結送水システム、動力付ホース延長用資機材、スノーモビル等であって、火災、風水害、地震等各種災害に的確に対応できるものであること。
- 4 救助用資機材は、チェーンソー、エンジンカッター、ジャッキ等であって、災害時における消防団員の救助活動が的確に行えるものであること。
- 5 災害活動支援資機材は、エアーテント、発電器、デジタルカメラ、衛星携帯電話等であって、消防団員の災害現場における活動の支援を行えるものであること。
- 6 無線機器は、基地局用無線機、車載用無線機、携帯用無線機等であって、災害時における消防団員の迅速な参集及び出動並びに現場での情報の収集及び伝達を行えるものであること。
- 7 安全装備品は、防火衣一式等であって、災害時における現場での消防団員の安全性を高め、災害防ぎょ活動が活発に行えるものであること。
- 8 訓練用資機材は、蘇生訓練用人形、体力錬成用資機材等であって、消防団員の技術の向上、体力の充実・強化等のための訓練が行えるものであること。
- 9 情報関連機器は、ファクシミリ、パソコン等であって、災害時における多様な通信手段の確保、活動記録の迅速かつ正確な整理等に使用できるものであること。
- 10 視聴覚用資機材は、映写装置、ビデオ装置、テレビ映像装置等であって、視聴覚教育により消防団員の資質の向上を図るとともに、地域住民に対し防災に関する研修等に使用できるものであること。

- 11 消防団緊急伝達システムは、指令操作盤、サイレン吹鳴装置、放送設備、録音装置、サイレン等取付塔をもって構成されるもので、災害時における消防団員の迅速な参集及び出動並びに情報の伝達を行えるものであること。
- 12 住民避難用資機材等は、エンジンカッター、携帯用無線機、衛星携帯電話、消防団緊急伝達システム等であって、大規模災害時等における避難住民等の誘導等を行えるものであること。
- 13 消防団拠点施設等とは、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな構造で、消防防災用車両、資機材等が収容でき、待機室、更衣室等の消防団活動の拠点としてふさわしい施設を備えた消防団の拠点施設又は消防団員が体力を錬成するための設備を備えた施設を整備するもの（増築又は改築を含む。）であること。

## 第7 救助資機材等総合整備事業の規格

1 救助資機材等総合整備事業は、次に掲げる事業の中から補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

- (1) 救助工作車Ⅱ型
- (2) 救助資機材
- (3) テロ対策用特殊救助資機材

2 救助工作車Ⅱ型は、次によるものであること。

- (1) 道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (2) 最大積載量は、3 t以上とし、乗車定員は、5名以上で安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (3) シャシーは、ホイールベース3 m（四輪駆動でホイールベース2.8m以上のものは3 mとみなす。）以上、エンジン出力は74kw（100ps）以上であること。
- (4) ボデーは、鋼板製とし、走行による振動等に十分に耐える構造であること。
- (5) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (6) 救助資機材をその機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、容易に取り外しのできる堅固な固定装置を備えてあること。
- (7) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 赤色警光灯

イ 電子サイレン

ウ 後退警報器

エ 自動車用消火器

1

オ 車輪止

2

(8) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

- ア 照明灯
- イ 標識灯
- ウ 電動サイレン
- エ タイヤチェーン
- オ キャブチルト装置
- カ オイルパンヒーター
- キ スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤ
- ク 車外無線送話機取出口
- ケ その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

3 救助資機材は、救助隊の編成、装備及び配置等の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び第2に掲げる救助器具等のうち、陽圧式化学防護服、生物剤検知器、除染シャワー、除染剤散布器を除いたものから、補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

4 テロ対策用特殊救助資機材は、救助隊の編成、装備及び配置等の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び第2に掲げる救助器具等のうち、陽圧式化学防護服、生物剤検知器、除染シャワー、除染剤散布器から、補助事業者が選択するものをもって構成されるものであること。

## 第8 救急業務高度化資機材緊急整備事業の規格

1 救急業務高度化資機材緊急整備事業は、次に掲げる事業の中から補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 高度救命処置用資機材

2 高規格救急自動車は、次によるものであること。

- (1) 「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。）第9条に定める要件に適合するものであること。
- (2) 車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
- (3) 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。
- (4) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること
- (5) 傷病者を収容する部分の規格は、次のものであること。

ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高は、実施基準第11条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。

- (6) 消防専用電話装置を備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、消防専用電話装置を備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (7) 資機材の機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるものであること。
- (8) 資機材に必要な電気容量を確保できるものであること。

- (9) 緩衝装置は、資機材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
- (10) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (11) サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- (12) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有すること。
- (13) ストレッチャー積載架台は次の機能を有するものであること。
- ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
- イ 左右にスライドできるものであること。
- (14) ベッドの頭部側に、座席を有するものであること。
- (15) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

品名	数量	備考
メインストレッチャー	1台	
サブストレッチャー	1台	
電子サイレン	1個	
赤色警光灯	2個	
酸素呼吸器	1式	酸素ボンベ2本・マスク2個・延長ゴム管バルブ用金具等を含む
人工呼吸器	1式	マスク大小各2個を含む
吸引器	1個	
エアウェイ	1個	大小各2個
開口器	1個	
消火器	1本	

- (16) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。
- ア 電子サイレン以外のサイレン

イ 地域の特特殊性により特に必要と認められるもの

3 高度救命処置用資機材は、次に掲げる資機材（多機能一体型のものを含む。）のうち補助事業者が選択するものをもって構成するものであること。

- (1) 気道確保用資機材一式（ラリングアルマスク他）
- (2) 自動体外式除細動器（二相波形式）
- (3) 輸液用資機材一式
- (4) 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- (5) 心電計及び心電図伝送装置
- (6) 心電図受信装置
- (7) 自動車電話（秘話機能を有するもの）
- (8) ファクシミリ

### 第9 海水利用型消防水利システムの規格

海水利用型消防水利システムは、取水送水機能部分として大型動力ポンプ付消防自動車、送水管延長等機能部分としてホース延長車及び送水管部分として送水ホースをもって構成されるものであること。

各設備の規格は、次のとおりであること。

#### 1 大型動力ポンプ付消防自動車

大型動力ポンプ付消防自動車の規格は、1 消防ポンプ自動車の規格(1)から(3)まで、(7)イ及びウ、(8)から(11)まで、(13)から(17)まで並びに2 水槽付消防ポンプ自動車の規格(1)から(6)までによるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 車体の形状はキャブオーバー型とし、ホイールベースは4 m以上とする。
- (2) 水槽容量2 m<sup>3</sup>以上の水槽を設けてあること。
- (3) ポンプ性能は、A 1 級（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第16条に規定する級別）で、かつ、呼称100mmのホース4口を各々1.8km延長にわたり平坦地で延長した状態において、吸水高さに応じた総放水量が次表のとおり確保されるものであることとし、この場合のポンプ吐出口における整流圧力（以下「放水圧力」という。）は次表のとおりであること。

また、吸水高さが4.5mの状態では8時間連続運転を行った場合に、前記のホース延長状態で、常に毎分4,000ℓ以上の放水量が確保されるものであること。

吸水高さ	4口の総放水量	放水圧力
4.5m	毎分4,000ℓ以上	1.6MPa
5.5m	毎分3,600ℓ以上	1.5MPa
6.0m	毎分3,200ℓ以上	1.5MPa

- (4) 吸水口は、前記(3)のポンプ性能を満たすために必要な口径及び口数とし、ボールロック付のものとする。
- (5) ボールロック付100mmの放水口が4口設けてあること。
- (6) 艀装材料に係る側板の厚さは2.0mm以上とする。
- (7) 揚水を補助するために必要な小型動力ポンプを備えてあること。ただし、補助対象設備の配置場所の状況等から、小型動力ポンプを備える必要がないと認められる場合には、備えないことができる。
- (8) 小型動力ポンプの数は、毎分4,000リットル以上の揚水量を確保するために必要な数とする。

## 2 ホース延長車

ホース延長車の規格は、1消防ポンプ自動車の規格(1)、(2)、(10)及び(11)によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 車体の形状はキャブオーバー型とし、ホイールベースは3m以上とする。
- (2) 乗車定員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (3) ホース延長車は、口径100mm(呼称100)長さ20mの消防用ホースを90本以上収納するとともに当該ホースを自動的に2線延長する機能を付置したホース延長ユニット(以下「ホース延長ユニット」という。)を随時搭載できる構造とすること。
- なお、ホース延長ユニットは2組設けることとするほか、別に、ホース延長車を随時資機材運搬車として活用できるよう空荷の収納用ユニットを設けること。
- (4) ホース延長車及びホース延長ユニット並びに空荷の収納用ユニットには当該ユニットの搭載及び離脱が簡易に行える必要な装置等を備えること。
- (5) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 赤色警光灯

イ 電子サイレン(電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。)

ウ 後退警報器

エ 自動車用消火器(ABC粉末6kg入) 1

オ 車輪止 2

- (6) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 照明灯

イ 標識灯

ウ 作業灯

エ 電動サイレン

オ その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

## 3 送水ホース

送水ホース(結合金具を除く。)の規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める

省令（昭和43年自治省令第27号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 送水ホースは、呼称100、長さ20m、使用圧1.6MPaの消防用ゴム引きホースとしその本数は180本とする。
- (2) 結合金具は、日本工業規格B9912（消防用ねじ式結合金具の結合部の種類及び寸法）の2型の構造のものとするほか、軽量なものとする。

## 第10 自然水利活用遠距離送水システムの規格

1 自然水利活用遠距離送水システムは、次に掲げる設備をもって構成されるものであること。ただし、(5)と同等以上の機能を有する既存の設備を利用する場合等は、(1)から(4)までをもって構成することができる。

- (1) 取水用ポンプ
- (2) 送水ホース
- (3) 集水管兼分岐管
- (4) システム収納用コンテナ
- (5) システム搬送用車両

### 2 取水用ポンプ

取水用ポンプの規格は、次の各号によらなければならない。

- (1) 揚水高さ15mの場合に、毎分1,500ℓ以上の水を揚水することができる性能を有する水流駆動ターボポンプ2基で構成されるものであること。
- (2) 2基の水流駆動ターボポンプからそれぞれ40mにわたり送水するために必要な呼称75の吸管を備えているものであること。
- (3) 吸管は、消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるものであること。
- (4) 呼称75、長さ20mの消防用ホース12本を備えているものであること。
- (5) 消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令、消防用ホースに使用する差込式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるものであること。

### 3 送水ホース

送水ホースの規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令によるほか次の各号によらなければならない。

- (1) 呼称150の消防用ゴム引きホースとし、その本数は1kmにわたり送水するために必要な数とする。
- (2) ホース搬送用台車、ホース巻取機、ホースブリッジその他必要な附属品等を備え

ているものであること。

#### 4 集水管兼分岐管

集水管兼分岐管の規格は、次の各号によらなければならない。

- (1) 4箇所ホース結合口（うち2箇所は呼称150、その他の2箇所は呼称75又は呼称65）を有する構造の金具4個で構成されるものであること。
- (2) 呼称の異なる消防用ホースを結合するために必要な異径媒介金具その他必要な附属品を備えているものであること。

#### 5 システム収納用コンテナ

システム収納用コンテナの規格は、取水用ポンプ、送水ホース及び集水管兼分岐管を容易に積載することができる構造のもので、その数は1から3までを積載するために必要な数とする。

#### 6 システム搬送用車両

システム搬送用車両の規格は、1 消防ポンプ自動車の規格(1)及び(2)によるほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 乗車人員は2名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。
- (2) システム搬送用コンテナ及び必要な附属品の積載装置は、走行中の振動その他により移動又は破損を生じないように安全確実に固定でき、かつ、容易に積みおろしができるものであること。
- (3) 取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 赤色警光灯

イ 電子サイレン

ウ 後退警報器

エ 自動車用消火器（ABC粉末6kg入） 1

オ 車輪止 2

- (4) 軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品は次に掲げるものであること。

ア 照明灯

イ 標識灯

ウ 作業灯

エ 電動サイレン

オ その他当該施設の基本設計の範囲内において必要な取付装置

### 第11 自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム

自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システムは、連結送水用小型動力ポンプ及び送水ホースにより構成されるものであること。

各設備の規格は、次のとおりであること。

#### 1 連結送水用小型動力ポンプ

連結送水用小型動力ポンプの規格は、次の各号によること。

- (1) 小型動力ポンプに、吸水圧力及び放水圧力を感知するセンサー、スロットルレバーを操作するためのモーター及びこれらを制御するためのコンピューターを備えたもの5台で構成されるものであること。
- (2) 高低差100mで1.2kmにわたり連結送水用小型動力ポンプを連結した状態で、毎分500ℓ以上の放水量を確保することができるものであること。
- (3) 吸管その他必要な附属品を備えているものであること。

## 2 送水ホース

送水ホースの規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令、消防用ホースに使用する差込式結合金具の技術上の規格を定める省令及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規定によるほか、呼称65、長さ20mとし、その本数は60本とする。

別表第6

(1) 消防ポンプ自動車等に備えなければならない附属品

品名	消防ポンプ自動車 (原子力分を含む。) ・災害対応 特殊消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車 (原子力分を含む。) ・災害対応特殊 水槽付消防ポンプ自動車		化学消防ポンプ自動車 (原子力分を含む。) ・災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車					はしご付消防ポンプ自動車 (原子力分及び屈折を含む。) ・災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 (屈折を含む。)	大型高所放水車	泡原液搬送車	海水利用型消防水利システム	備考
	CD-I型 CD-II型	II型 I-A型	I-B型	I型 II型 III型	IV型	V型	大I型	大II型					
吸 管	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	呼称75(又は呼称100)のポンプに接続する長さ10m以上の消防ポンプ自動車(又は呼称75又は呼称100のポンプ)の吐出口径は、長さ10m以上
吸口ストレーナー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	
吸管ストレーナー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	
中継口ストレーナー	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	
吸管ちりよけ籠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	
吸 管 まくら木	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	
吸 管 ロープ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	必要な数	
消 火 栓 金 具	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	—	1	呼称75(又は呼称100)のポンプに接続する長さ10m以上の消防ポンプ自動車(又は呼称75又は呼称100のポンプ)の吐出口径は、長さ10m以上
中継用媒介金具	2	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	呼称65メスネジ×呼称100メスネジ(又は呼称65メスネジ×呼称65メスネジ)の長さ10m以上
消 火 栓 ホース	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	呼称75(大型高所放水車は呼称65又は呼称75)×10m
消 火 栓 開 閉 金 具	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	—	1式	
吸 管 ス パ ナ	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	—	2	
ホーススパナ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	4	大型動力ポンプ付消防自動車にあっては呼称100用
管 そ う	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	2	
ノズル	4	4	4	4	4	4	4	5	4	3	—	4	可変噴霧ノズル含む
放 口 媒 介 金 具	4	4	4	4	6	8	—	4	2~4	—	—	4	呼称65メスネジ×呼称100メスネジ(又は呼称65メスネジ×呼称65メスネジ)の長さ10m以上
発 泡 筒 先	—	—	—	2	4	4	2	2	—	—	—	—	400型
吸 液 管	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2	—	呼称65メスネジ×呼称50ホース5m
と び 口	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	—	2	
金 て こ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	1	
剣 先 ス コ ッ プ	1	1	1	1	1	1	—	1	1	—	—	1	
ホース延長用資機材	0又は1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
は し ご	1	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	1	3、6m以上(化学消防ポンプ自動車は8、8mアルミウム製)
ドラム缶吸液ピックアップ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	
ドラム缶開口金具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
車 輪 止	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
消 火 器	1	1	1	2	2	5	2	2	1	2	2	1	自動車用(ABC粉末6kg型)
ポ ン プ 工 具	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	—	1式	
ホース	10	10	10	10	10	10	—	10	10	8	3	16	呼称65(又は呼称100)のポンプに接続する長さ10m以上の消防ポンプ自動車(又は呼称65又は呼称100のポンプ)の吐出口径は、長さ10m以上
混合液中継用ホース及び水用ホース	—	—	—	—	—	—	15又は20	—	—	—	—	—	混合液中継ホースは、呼称65メスネジ×呼称20mm又は呼称65メスネジ×呼称20mm×5本又は呼称65メスネジ×呼称20mm×20本
照 明 器 具	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	三脚付移動用照明灯コルナ(24m以上)又は二脚付移動用照明灯コルナ(24m以下)又は二脚付移動用照明灯コルナ(24m以下)又は二脚付移動用照明灯コルナ(24m以下)
ジャッキ敷板	—	—	—	—	—	—	—	—	ジャッキ数	ジャッキ数	—	—	
昇降機用安全ベルト絶縁手袋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
油圧式救助器具	—	—	—	—	—	—	—	—	1式	—	—	—	10t
エンジンカッター	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	100cc
大 型 ハ ン マ ー	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	
ボルトクリッパー	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	切断可能最大10mm
波 刃 型 特 殊 斧	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	長さ35cm 波刃先長さ10cm

1. 消防用ホース(結合金具を除く。)の規格は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)によること。
2. 消防ポンプ用ホース、吸管、ノズル等の結合金具の規格は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第2号)及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第3号)によること。
3. 吸管(結合金具を除く。)の規格は、消防用吸管的技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第25号)によること。
4. はしご付消防ポンプ自動車(原子力分を含む。)、屈折はしご付消防ポンプ自動車(原子力分を含む。)、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車でポンプ装置を装備しないものにあつては、ポンプ装置に関する部分の附属品は除く。
5. 消火栓金具の差込メスの口径は、消火栓の吐水口の口径に応じて変更することができる。
6. 海水利用型消防水利システムにあつては、大型動力ポンプ付消防自動車に限る。

(2) 消防ポンプ自動車等に軽微な変更として備えることができる附属品

品名	消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）・災害対応特殊消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）・災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車		化学消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）・災害対応特殊化学消防ポンプ自動車			はしご付消防ポンプ自動車（原子力分及び屈折を含む。）・災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（屈折を含む。）	海水利用型消防水利システム	備考
	CD-I型 CD-II型	II型 I-A型	I-B型	I型 II型 III型	IV型	V型			
タイヤチェーン	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	
分岐管	1	1	1	1	1	1	1	1	
ホースブリッジ	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	
ワイヤー	1	1	1	1	1	1	1	1	
照明器具	1	1	1	—	—	—	—	1	三脚付移動用照明灯コードリール付200W発動発電機以上
ホース背負器	1	1	1	—	—	—	—	—	
おの	1	1	1	1	1	1	1	1	
掛矢	1	1	1	—	—	—	—	1	
ホースカバー	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式	
集水管	—	—	—	—	—	—	1	—	ポンプ装置を装備しないものに限る。
スタンドパイプ	1	1	1	1	1	1	—	1	
特殊ノズル	1	1	1	—	—	—	—	—	
特殊ノズル用ホース	4	4	4	—	—	—	—	—	呼称40、50

注 海水利用型消防水利システムにあつては、大型動力ポンプ付消防自動車に限る。

添付書類一覧表

	交付申請書に添付する書類						実績報告書に添付する書類																		
	仕様書	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	配置場所等の消防力等の充足状況に関する資料	別記様式第2	自主防災組織の運営計画	その他	契約書の写又は請書の写	納品書の写又は竣工届の写	検取調書の写又は竣工検査書の写	自動車検査証の写	自主表示の写	鑑定に合格したことを示す証票の写	特定無線設備の技術基準適合証明の写又はこれらに準じるもの	無線局免許状の写	構造図又は設計図	位置図及び用地占有状況の説明書	栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真	検査済証の写	中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票の写	設備とその配置又は設置所を明示する写真	耐空証明書の写及び航空機登録指定書の写	設計書別記様式10に準じたもの	操縦士及び整備士調書 (別記様式11)	
消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車			○				○	○	○	○			○							○				
	水槽付消防ポンプ自動車			○				○	○	○	○	○		○							○				
	化学消防ポンプ自動車			○				○	○	○	○	○		○							○				
	はしご付消防ポンプ自動車			○				○	○	○	○	○		○							○				
	屈折はしご付消防ポンプ自動車			○				○	○	○	○	○		○							○				
電源車（大型、小型）	○							○	○	○	○			○							○				
震災初動対応資機材	○					○		○	○	○		○									○				
給水車	○							○	○	○	○										○				
起震車	○					○		○	○	○											○				
震災工作車	○							○	○	○	○										○				
大型高所放水車	○							○	○	○	○	○		○							○				
泡原液搬送車	○							○	○	○	○		○								○				
自主防災組織活性化事業	○							○	○	○											○				
林野火災対策用資機材	○							○	○	○											○				
林野火災用工作車	○							○	○	○	○			○							○				
災害対応特殊高発泡車	○							○	○	○	○		○								○				
災害対応特殊屈折放水塔車								○	○	○	○	○		○							○				

特殊災害対応自動車	○							○	○	○	○									○			
ヘリコプター消火用タンク	○							○	○	○										○			
救助消防ヘリコプター	○							○	○	○										○	○		○
救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	○							○	○	○										○			
ヘリコプター高度化資機材	○							○	○	○										○			
救助工作車	○			○				○	○	○	○									○			
救助用資機材	○							○	○	○										○			
テロ対策用特殊救助資機材	○							○	○	○										○			
高度救助用資機材	○							○	○	○										○			
高度探査装置	○							○	○	○										○			
支援車	○							○	○	○	○									○			
援助隊用支援資機材等	○							○	○	○										○			
画像伝送システム (可搬型画像伝送システム)	○							○	○	○										○			
画像伝送システム (情報広域配信車両)	○							○	○	○	○									○			
高機能情報通信対応防災無線通信設備	○				○		○	○	○	○										○	○		
消防救急デジタル無線設備	○				○		○	○	○	○										○	○		
小型動力ポンプ付積載車				○				○	○	○	○	○								○			
小型動力ポンプ付水槽車								○	○	○	○	○								○			
消防団総合整備事業	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
救助資機材等総合整備事業	○			○				○	○	○	○									○			
救急業務高度化資機材緊急整備事業	○						○	○	○	○	○									○			
海水利用型消防水利システム				○				○	○	○	○	○	○							○			
自然水利活用遠距離送水システム	○							○	○	○	○									○			
自然水利活用型小型動力ポンプ 連結送水システム	○							○	○	○		○								○			

注 1

「消防ポンプ自動車」のうち「消防ポンプ自動車」には「消防ポンプ自動車（原子力分）」及び「災害対応特殊消防ポンプ自動車」を、「水槽付消防ポンプ自動車」には「水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）」及び「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車」を、「化学消防ポンプ自動車」には「化学消防ポンプ自動車（原子力分）」及び「災害対応特殊化学消防ポンプ自動車」を、「はしご付消防ポンプ自動車」には「はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）」及び「災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車」を、「屈折はしご付消防ポンプ自動車」には「屈折はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）」及び「災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車」を含むものとし、「救急

業務高度化資機材緊急整備事業」には「救急業務高度化資機材緊急整備事業（原子力分）」及び「災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材」を、「小型動力ポンプ付水槽車」には「小型動力ポンプ付水槽車（林野分）」を、「救助消防ヘリコプター」には「ヘリコプター」を、救助消防ヘリコプターテレビ電送システム」には「ヘリコプターテレビ電送システム」を、「高機能情報通信対応防災無線通信設備」には「高機能情報通信対応防災無線通信設備（原子力分）」をそれぞれ含むものとする。

#### 注2（交付申請時）

- (1) 起震車の添付書類のうちその他は、運行計画書とする。
- (2) 救急業務高度化資機材緊急整備事業及び災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の添付書類のうちその他は、救急高度化推進計画書とする。
- (3) 高機能情報通信対応防災無線通信設備及び消防救急デジタル無線設備の添付書類のうちその他は、通信設備の全体整備計画及び年度別整備計画とする。
- (4) 消防団総合整備事業の添付書類のうち仕様書は、消防団総合整備事業のうち消防団緊急伝達システムを除くものに添付するものとする。
- (5) 消防団総合整備事業の構造図又は設計図は、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等及び消防団緊急伝達システムに限り添付するものとする。
- (6) 消防団総合整備事業の添付書類のうち位置図及び用地占有状況の説明書は、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等の場合に限り添付するものとする。
- (7) 消防団総合整備事業の添付書類のうち別記様式第2は、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等の場合に限り添付するものとし、別記様式第2-③とする。
- (8) 救助資機材等総合整備事業の配置場所等の消防力等の充足状況に関する資料は、救助工作車Ⅱ型に限り添付するものとする。
- (9) その他消防庁長官が必要と認めるものについては別途通知する。

#### 注3（実績報告時）

- (1) 高機能情報通信対応防災無線通信設備及び消防救急デジタル無線設備の添付書類のうち構造図又は設計図は、通信設備の設置状態を示す平面図、通信設備の回線構成図とする。
- (2) 納品書の写には、要綱第4条に定める規格を充足することを示す仕様書を添付すること。
- (3) 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の添付書類のうち自動車検査証の写は、災害対応特殊救急自動車に限り添付するものとする。
- (4) 救助資機材等総合整備事業の添付書類のうち自動車検査証の写は、救助資機材等総合整備事業のうち救助工作車Ⅱ型に限り添付するものとする。
- (5) 救急業務高度化資機材緊急整備事業の添付書類のうち自動車検査証の写は、救急業務高度化資機材緊急整備事業のうち高規格救急自動車に限り添付するものとする。
- (6) 自然水利活用遠距離送水システムの添付書類のうち自動車検査証の写は、自然水利活用遠距離送水システムのうちシステム搬送用車両に限り添付するものとする。
- (7) 自主表示の写とは、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の16の3に規定する表示の写とし、ポンプ装置を装備しないもの又は小型動力ポンプを積載しないものには添付の必要はない。なお、海水利用型消防水利システムについては、大型動力ポンプ付消防自動車に限り、震災初動対応資機材については可搬式小型動力ポンプに限るものとする。
- (8) 鑑定に合格したことを示す証票の写とは、要綱第4条第3項の規定に基づくものとする。なお、海水利用型消防水利システムについては、大型動力ポンプ付消防自動車に限るものとする。
- (9) 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車、救助資機材等総合整備事業（救助工作車Ⅱ型に限る。）、救急業務高度化資機材緊急整備事業（高規格救急自動車に限る。）、海水利用型消防水利システム（大型動力消防ポンプ自動車及びホース延長車に限る。）、大型高所放水車、泡原液搬送車、救助工作車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊屈折放水塔車及び支援車の添付書類のうち無線免許状の写、特定無線設備の技術基準適合証明の写は、消防専用電話装置を備えないものには、必要としない。
- (10) 耐空証明書は航空法（昭和27年法律第231号）第10条、航空機登録証明書は航空法第6条の規定によるものとする。
- (11) 救助資機材等総合整備事業の添付書類のうち無線局免許状の写、特定無線設備の技術基準適合証明の写は、救助資機材等整備事業のうち無線の場合に限る。
- (12) 消防団総合整備事業の添付書類のうち自動車検査証の写及び自主表示の写は、消防団総合整備事業のうち消防防災用車両の場合に限り添付するものとする。ただし、消防防災用車両のうちポンプ装置を装備しないもの及び小型動力ポンプを積載しないものは、自主表示の写の添付は必要としない。
- (13) 消防団総合整備事業の添付書類のうち位置図及び用地占有状況、栗石厚又は基礎工事及び配筋関係を示す写真及び検査済証の写しは、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等の場合に限り添付するものとする。
- (14) 消防団総合整備事業の添付書類のうち無線局免許状の写、特定無線設備の技術基準適合証明の写は、消防団総合整備事業のうち無線機器及び消防団緊急伝達システム（無線の場合に限る。）の場合に限り添付するものとする。
- (15) 消防団総合整備事業の添付書類のうち構造図又は設計図は、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等及び消防団緊急伝達システムの場合に限り添付するものとする。
- (16) 消防団総合整備事業の添付書類のうち中継方式図及び法令等に基づく検査又は認定されたことを示す証票等の写は、消防団総合整備事業のうち消防団緊急伝達システム（有線の場合に限る。）の場合に限り添付するものとする。
- (17) 消防団総合整備事業の添付書類のうち設計書は、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等の場合に限り添付するものとする。
- (18) 海水利用型消防水利システム及び自然水利活用遠距離送水システムの添付書類のうち自動車検査証の写は、大型動力ポンプ付消防自動車ホース延長車及びシステム搬送用車両に限り添付するものとする。

消防庁長官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助に係る補助金の交付申請書

平成 年度消防防災設備整備費補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請する。

## 1 補助事業の目的

## 2 補助事業の内容、総事業費、基準額及び補助金額 (単位：千円)

補助事業 (規格等)名	地域 区分	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	基準額	補助金額
計							
うち消防防災設備							
うち市町村消防設備							

## 3 契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業 (規格等)名	地域 区分	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備 考
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

## 4 添付書類

## 記載上の注意

ア 補助事業名欄には、規格等（種類、規格又は級別）を記入すること。例えば、CD-I型の消防ポンプ自動車にあつてはCD-I型、I-B型の水槽付消防ポンプ自動車（原子力分）にあつては水I-B型（原子力）、II型の災害対応特殊化学消

防ポンプ自動車にあつては災害対応化Ⅱ型、15m級の屈折はしご付消防ポンプ自動車にあつては屈は15m、B2級小型動力ポンプ付積載車にあつてはB2級積載車等の記載例によること。

イ 同一補助事業名のものを2以上購入しようとする場合において、規格等、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記入すること。

ウ 地域区分欄には、それぞれの地域区分ごとに一般地域分は一般、過疎地域分は過疎、過疎特定地域分は特過、離島地域分は離島、沖縄分は沖縄、山村地域分は山村と記入のうえ、その下に当該市町村の財政力指数、地震防災対策強化地域分は地震、成田国際空港関係分は成田、原子力発電施設等立地地域分は原子力、地震防災緊急事業分は地防、特別防災区域分（第6条第9号の地域をいう。）は新特防、緊急消防援助隊分は緊援分とそれぞれ記載すること。

エ 配置又は設置場所欄は、別表第1の第1号、第2号、第4号及び第5号までの設備にあつては、配置場所の所在地及び名称（公園名、消防器具置場名等）、その他の設備にあつては配置又は設置する消防機関名（消防本部名、消防署名、消防出張所名、消防団名、分団名等）を記入すること。

オ 総事業費欄には、単独事業部分（例えば、消防ポンプ自動車にあつては規格外附属品）を含めた経費を、基準額欄には設備の種類ごとに基準額告示、援助隊基準額告示又はこの要綱で定める基準額をそれぞれ記入（高機能情報通信対応防災無線通信設備は記入不要。）し、千円未満の端数は切り捨てること。

消防救急デジタル無線設備及び高機能情報通信対応防災無線通信設備にあつては、補助対象事業費欄及び補助金額欄は消防救急デジタル無線設備内訳表（別記様式2-①）、高機能情報通信対応防災無線通信設備内訳表（別記様式第2-②）の合計を記入し、数量欄は一式とすること。

カ 計欄の「うち消防防災設備」及び「うち市町村消防設備」には、それぞれの内訳を記載すること。

キ 契約の方法欄は、競争入札又は随意契約の別を記入すること。

ク 消防団総合整備事業等で請負方式によらず直轄方式によるものについては、「契約予定日」とあるのは「着工予定日」と、補助事業完了の予定日欄中「契約の日」とあるのは「着工の日」と読み替えるものとする。

ケ 補助事業の完了の予定日欄に記入する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。

コ 構造図又は設計図が必要な場合で、同一のものが2個以上となる場合には、構造図等は1個分のものだけを作成し、施工箇所は別紙にして差し支えない。

サ 配置又は設置場所の消防力等の充足状況に関する資料については、当該年度の4月1日現在における交付申請に係る補助対象設備の配置又は設置場所の人口、消防力の基準数、現有数その他必要な事項を記載すること。

## 消防救急デジタル無線設備内訳表

(単位：千円)

補助対象通信設備	数 量	単 価	補助対象事業費	設 置 場 所
基地局無線設備 回線制御装置 遠隔制御装置 空中線共用器 共通波設備 活動波設備 (小 計)				
工事費				
合 計				
車載無線機				
携帯無線機				
総合計				

## 記載上の注意

- 1 数量、事業費は、具体的に補助対象通信設備ごとに記入すること。
- 2 設置場所については、集落ごとに整理し、具体的に記入すること。
- 3 交付申請書及び変更承認申請書に添付し、他の様式については必要な場合に添付すること。

別記様式第2-②

高機能情報通信対応防災無線通信設備内訳表

(単位：千円)

補助対象通信設備		数 量	単 価	補助対象事業費	設 置 場 所
設備名称	装 置 名				
				(合計)	

記載上の注意

- 1 装置名、数量、事業費は、具体的に機器ごとに記入すること。
- 2 設置場所については、集落ごとに整理し、具体的に記入すること。
- 3 交付申請書及び変更承認申請書に添付し、他の様式については必要な場合に添付すること。

別記様式第2-③

消防団総合整備事業（消防団拠点施設等）設計書		
工 事 件 名	○○○○○○○○○○○○新設工事	
施 設 箇 所	○○○○町字○○○○番地（又は別紙）	
工 事 内 容	（規格の概要）	
設 計 総 額	千円	構成比%
内 訳	本工事費 事務雑費 諸経費	

記載上の注意

- ア 工事件名については、○○消防団○○分団拠点施設新設工事等の例による。
- イ 工事内容は、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m<sup>2</sup>）等の例によること。

## 補助金交付調書（      年度）

都道府県名 \_\_\_\_\_

（単位：千円）

地方公共 団体名	補助対象 設備の種類	地域 区分	配置（設 置）場所	数量	基準額	補助金額	交付決 定番号	交付決定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	補助対象 事業に係る 実支出額	確 定 額	確 定 番 号	確 定 年 月 日	処分制 限期間
					-	-					-	-			
					-	-					-	-			
					-	-					-	-			
					-	-					-	-			

- （注） 1 地域区分欄については、交付申請書（別記様式第1）の地域区分の記載例により記入すること。  
 2 補助対象設備の種類については、交付申請書の補助事業名欄の記載例により記入すること。  
 3 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記入すること。  
 4 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

消防庁長官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助事業  
に係る経費の流用承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度消防  
防災設備整備費補助事業の経費を事務費へ流用したいので消防防災設備整備費補助金交  
付要綱第10条の規定に基づき次のとおり申請する。

1 事務費へ流用する理由

2 事務費へ流用しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業 (規格等)名	地域 区分	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	基準額	補助金額

3 事務費へ流用する金額

4 添付書類

設計書（交付申請書に対応するもので変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分  
を上段に表示することとし、二段書とすること。）

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助事業  
に係る事業内容の変更承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度消防  
防災設備整備費補助事業に係る事業の内容を変更したいので、消防防災設備整備費補助  
金交付要綱第10条に基づき、次のとおり申請する。

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容 (単位：千円)

補助事業 (規格等)名	地域 区分	配置又は 設置場所	数 量	総事業費	補助対象 事業費	基準額	補助金額
全 体 計			変更後				
			変更前				
うち消防防災設備			変更後				
			変更前				
うち市町村消防設備			変更後				
			変更前				

備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段  
書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、  
変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

### 3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業 (規格等)名	地域 区分	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備 考
			承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
			交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

### 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）

- (1) 仕様書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）
- (2) 構造図又は設計図（変更に係る部分を赤字で表示すること。）
- (3) 位置図及び用地占有状況の説明書（変更に係る部分のみ）  
ただし、消防団総合整備事業のうち消防団拠点施設等の場合に限る。
- (4) 配置又は設置場所の消防力等の充足状況に関する資料  
ただし、消防ポンプ自動車（原子力分を含む。）、災害対応特殊消防ポンプ自動車（災害対応特殊高発泡車及び災害対応特殊屈折放水塔車を除く。）、小型動力ポンプ付積載車、海水利用型消防水利システム、救助資機材等総合整備事業（救助工作車Ⅱ型に限る。）及び救助工作車に限る。
- (5) 消防救急デジタル無線設備内訳表（別記様式第2-①）
- (6) 高機能情報通信対応防災無線通信設備内訳表（別記様式第2-②）
- (7) 消防団総合整備事業（消防団拠点施設等）設計書（別記様式第2-③）
- (8) 自主防災組織の編成、活動要領、訓練要領等の運営計画書（自主防災組織に変更がある場合に限る。）
- (9) 救急業務高度化推進計画書

#### 記載上の注意

- ア 変更しようとする設備について記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載したすべての設備について記載すること。
- イ 高機能情報通信対応防災無線通信設備については、基準額欄は記入不要である。

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助金に係る  
補助対象設備の規格の一部変更承認申請書

平成 年度消防防災設備整備費補助事業に係る補助対象設備の規格を下記のとおり  
変更したいので、次のとおり申請する。

記

- 1 変更する補助対象設備の種類等
- 2 変更する部分
- 3 変更する理由（特殊事情）

（注） 変更する設備の仕様書及び図面を一部添付し、変更する部分を朱書きとすること。

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助事業

の  $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$  の承認申請書

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度消防  
防災設備整備費補助事業に係る事業を  $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$  したいので、消防防災設備整備費補助金

交付要綱第10条に基づき、次のとおり申請する。

1 補助事業の  $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$  しようとする理由

2  $\left\{ \begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$  しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業 (規格等)名	地域 区分	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	基準額	補助金額

記載上の注意

高機能情報通信対応防災無線通信設備については、基準額欄は記入不要である。

番 号  
年 月 日

〔消防庁長官〕  
〔都道府県知事〕 殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助事業  
の遅延報告について

平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度消防  
防災設備整備費補助事業について

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった〕  
〔事業が年度内に完了し難くなった〕  
〔事業の遂行が困難となった〕  
ので、消防防災設備整備費補助金交付要綱  
第10条の規定に基づき報告する。

1 〔予定の期間まで〕  
〔年度内〕 に完了しない理由(補助事業の遂行が困難となった場合を含む。)

2 補助事業の施行の経過

3 契約予定日及び補助事業の完了予定日

補助事業（規格等）名	地域区分	契約（完了） 予定日	補助事業の完了予定日	摘 要

備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、  
二段書とすること。

（消防庁長官  
都道府県知事）殿

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 印

平成 年度消防防災設備整備費補助事業  
に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で申請し、平成 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された平成 年度消防防災設備整備費補助に係る補助事業につき、（完了  
廃止）したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、次のとおり報告する。

1 補助事業の内容

補助事業(規格等)名	地域区分	配置又は設置場所	数 量	変更の有無	摘 要

2 補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

(単位：千円)

補助事業(規格等)名	地域区分	総事業費	補助対象事業費	基 準 額	補助金の額
計					
うち消防防 災設備					
うち市町村 消防設備					

3 契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業(規格等)名	地域区分	契 約 の 方 法	契 約 日	完 了 日

4 補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。

イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

ウ 補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、第10条第2項に規定する軽微な変更の有無を記入し、変更がある場合には当該変更の内容を記入した書類を添付すること。

エ 高機能情報通信対応防災無線通信設備については、基準額欄は記入不要である。

別記様式第10

設 計 書									
工 事 件 名	○○○○○○○○○○○○○新設工事								
施 設 箇 所	○○○○町字○○○○○番地（又は別紙）								
工 事 内 容	（規格の概要）								
設 計 総 額							千円	構成比%	
内 訳	本工事費 事務雑費 諸経費								
工種	名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単価(円)	金額(円)	摘 要	

記載上の注意

- ア 工事件名については、○○消防団○○分団拠点施設新設工事等の例による。
- イ 工事内容は、鉄筋コンクリート造 階建（延面積 m<sup>2</sup>）等の例によること。
- ウ 本様式は、当該補助事業者等が用いるもので、本様式の内容を充足し、代替しうるものがある場合には、それによって差し支えない。

別記様式第11

ヘリコプターの操縦士及び整備士調書

氏名	年齢	免許の種類	左の取得年月日

記載上の注意

ヘリコプター及び救助消防ヘリコプターで都道府県が整備を行ったものについて管理を知事部局以外で行う場合は、氏名欄に委託先名も併せて記載すること。

番 号  
年 月 日

殿

消防庁長官

印

都道府県知事

平成 年度消防防災設備整備費補助金  
確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により報告された平成 年度消防防災設備整備費補助事業に係る補助金の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 千円に確定したので通知する。

番 号  
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事



平成 年度消防防災設備整備費補助金  
の確定について（報告）

標記補助について、今回次のとおり補助金の額を確定しましたので、消防防災設備整備費補助金交付要綱第16条第3項により報告します。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

区 分	交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ②+③	確定減額	残 額 ①-②-③
消防防災						
市 町 村						
合 計						

2 今回確定内訳

（単位：千円）

区 分	団体名	施設の種類	地域 区分	配置(設置)場所	交付決定額	確 定 額	確定減額
消防 防災							
	小 計						
市 町 村							
	小 計						
	設 備 合 計						

（注） 記載に当たっては、施設の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

実績報告検収調書（ 年度 ）

地方 公共 団体名	補助対 象設備 の種類	配 置 (設置) 場 所	契 約 年月日	補助事業 終 了 年 月 日	添 付 書 類														
					契約書 の 写 又 は 請 書 の 写	納 品 書 の 写 又 は 竣 工 届 の 写 及 び その納品 日 等	検収調 書の写 又は竣 工検査 書の写 及びそ の検収 日 等	自動車 検査証 の写及 び検査 年月日	自主表 示の写	鑑定に 合格し たこと を示す 証票の 写	無線局免 許状の 写、特定 無線設備 の技術基 準適合証 明の写又 はこれら に準じる もの	中継方式図 及び法令等 に基づく検 査又は認定 がなされた ことを示す 証票等の写	位置 図及 び用 地占 有状 況の 説明 書	検 査 済 証 の 写	構 造 図 又 は 設 計 図	写 真	耐空証 明書の 写、航 空機登 録証明 書の写 及び運 用限界 等指定 書の写	設計 書別 記様 式10 に準 じた もの	操 縦 士 及 び 整 備 士 調 書

(注) 1 地方公共団体名、補助対象設備の種類、配置（設置）場所については、補助金交付調書の記載順に記入する。  
 2 契約年月日欄は設備ごとに記入するものとするが、一括して契約した場合は1本にまとめて記入して差し支えない。  
 3 添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

表

面

← 6.5cm →

↑

第 号

年 月 日発行

官 職 氏 名

年 月 日生

9 cm

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣

（都道府県知事） 印

↓

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏

面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（昭和30年法律第179号）抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第26条（略）

（

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

）

（ ）内は都道府県知事が発行する場合